

長 期
群交規第193号
令和5年6月30日

関係所属長 殿

群馬県警察本部長

道路使用許可事務取扱要領の制定について（通達）

道路使用許可事務については、道路使用許可事務取扱要領の制定について（令和3年7月16日付け群交規第248号通達。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、道路使用許可事務取扱要領を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

令和5年6月

道路使用許可事務取扱要領

群馬県警察本部

目 次

第 1	目的	1
第 2	許可の対象	1
1	法第 77 条第 1 項第 1 号に該当するもの	1
2	法第 77 条第 1 項第 2 号に該当するもの	2
3	法第 77 条第 1 項第 3 号に該当するもの	2
4	法第 77 条第 1 項第 4 号に該当するもの	3
第 3	許可申請者	4
第 4	申請の受付	4
1	事前相談の取扱い	4
2	申請書の提出先	4
3	提出書類	5
4	申請書の受理	7
5	関係者との協議	7
6	緊急を要する事案の取扱い	7
第 5	許可の期間、件数及び審査	7
1	許可の期間及び件数の基準	7
2	許可の審査基準	8
3	警察本部長の承認	8
4	警察庁との協議	8
5	条件付与	9
6	一部不許可処分又は不許可処分	9
第 6	許可証の交付	9
1	許可証の作成	9
2	許可証の交付	9
3	許可証の再交付	9
第 7	法第 80 条の規定による道路管理者からの協議	9
第 8	手数料の徴収	10
第 9	許可証記載事項変更の届出の受理	10
第 10	許可条件等の変更	10
1	法第 77 条第 4 項に規定する許可条件の変更等の手続	11
2	法第 80 条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議 内容の変更手続	11
第 11	許可証の取消し等	11

1	法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手續	—	1 1
2	法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手續		1 2
第12	道路使用許可判断要素の調査	—————	1 2
第13	許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認	—————	1 2
第14	原状回復状況の調査、確認	—————	1 3
第15	関係者からの協議に対する取扱い	—————	1 3
1	他の警察署長等からの協議	—————	1 3
2	道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議	—————	1 3
3	公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議	—————	1 3
第16	道路使用許可に関する資料の整理、保管	—————	1 3
1	道路使用許可申請受理簿及び協議書台帳	—————	1 4
2	資料の整理、保管	—————	1 4
3	交通規制等の情報提供	—————	1 4
第17	事務の委託	—————	1 4
1	交通安全活動推進センターへの委託	—————	1 4
2	警察署長の措置	—————	1 4
第18	道路工事等の事前調整	—————	1 4
第19	報告	—————	1 4
別表	道路使用許可の期間に関する基準	—————	1 6
別記様式		—————	1 7
別添1	道路管理者様式	—————	3 4
別添2	審査基準	—————	3 8
付表	保安施設及び保安要員の設置及び配置基準	—————	8 3

道路使用許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）及び法第80条に規定する道路管理者との協議等について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のものとする。

1 法第77条第1項第1号に該当するもの（以下「1号許可」という。）

- (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「一般道路工事」という。）
- (2) 水道管、下水道管、ガス管若しくは電力線、電話線その他の電線類等を収容する管路等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業（これらものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。以下「管路埋設工事」という。）
- (3) 路面電車軌道の新設、維持、修繕及び改良の工事又は作業（以下「軌道工事」という。）
- (4) 地下鉄工事、地下道工事、地下街工事その他これらに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
- (5) 跨道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「跨道橋工事」という。）
- (6) 道路に設置された、建設用等のための足場での作業（以下「足場作業」という。）
- (7) 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線放送又は電車等の架空線及びその付属物の設置及び保守管理等に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
- (8) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業（以下「マンホール作業」という。）
- (9) 道路上空においてつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
- (10) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業（以下「採血等作業」という。）
- (11) 道路において資器材の搬出入、生コンクリートの打設等を行う作業（以下「搬出入等作業」という。）
- (12) その他道路を使用して行う工事又は作業

- 2 法第77条第1項第2号に該当するもの（以下「2号許可」という。）
 - (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔等の設置（以下「石碑等の設置」という。）
 - (2) 公衆電話ボックス、郵便ポスト等の設置（以下「公衆電話ボックス等の設置」という。）
 - (3) 電柱、ケーブル柱及びこれらに架する電線類の設置（以下「電柱等の設置」という。）
 - (4) 街路灯、道路照明灯の設置（以下「街路灯等の設置」という。）
 - (5) 消火栓、給水栓及び消火栓、消防水利、消防用防火水槽の標識等の設置（以下「消火栓等の設置」という。）
 - (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置（以下「路線バス停留所等標示施設の設置」という。）
 - (7) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置（以下「路線バス停留所ベンチ等の設置」という。）
 - (8) 路線バス停留所等の上屋の設置
 - (9) アーケードの設置
 - (10) アーチの設置
 - (11) 家屋に取り付ける日除けの設置（以下「日除けの設置」という。）
 - (12) 上空通路の設置
 - (13) パイプその他の上空工作物の設置（以下「上空工作物の設置」という。）
 - (14) 舞台、やぐら等の設置
 - (15) 建築作業用工作物の設置
 - (16) 立看板の設置、掲示板、その他の広告板の設置
 - (17) 電柱等の添架、広告物等の設置
 - (18) 取付け看板、標灯等の設置
 - (19) 横断幕の設置
 - (20) 小旗、提燈、造花、その他の飾り付けの設置（以下「飾り付けの設置」という。）
 - (21) 歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供するための装置、施設等の設置（以下「情報提供装置、施設等の設置」という。）
 - (22) 公衆用ごみ容器等の設置
 - (23) 太陽光発電設備の設置
 - (24) その他道路における前記(1)～(23)に類する工作物の設置
- 3 法第77条第1項第3号に該当するもの（以下「3号許可」という。）
 - (1) 露店、屋台店
 - (2) 靴磨き等

- (3) 臨時出店の商品陳列台
 - (4) その他道路における前記(1)～(3)に類するもの
- 4 法第77条第1項第4号に該当するもの（群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）第35条の道路使用許可（以下「4号許可」という。）
- (1) 祭礼行事、式典行事、サイン会、演芸会等を行うこと（以下「祭礼行事等」という。）。「細則第1号に該当」
 - (2) ロケーション、撮影会等を行うこと（以下「ロケーション等」という。）。「細則第1号に該当」
 - (3) マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン、ラリー等を行うこと（以下「路上競技等」という。）。「細則第2号に該当」
 - (4) 仮装行列、パレード、示威行進、集団行進等を行うこと（以下「集団行進等」という。）。「細則第3号に該当」
 - (5) 消防訓練、水防訓練、避難救護訓練等を行うこと（以下「消防訓練等」という。）。「細則第4号に該当」
 - (6) 旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝を行うこと（以下「チンドン屋等」という。）。「細則第5号に該当」
 - (7) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で演芸、演奏、放送又はテレビ、スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射等を行うこと（以下「人寄せ等」という。）。「細則第5号に該当」
 - (8) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で拡声器を備えた車両を使用して、広報宣伝を行うこと（以下「車両停止街宣」という。）。「細則第5号に該当」
 - (9) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で拡声器を使用して、広報宣伝を行うこと（以下「スポット街宣」という。）。「細則第5号に該当」
 - (10) 車両等に広告又は宣伝等のため人目を引くように装置を備え付け、装飾その他の装いをし、文字、絵等を書いて通行すること（以下「車両装飾等」という。）。「細則第6号に該当」
 - (11) 拡声器等を備え付けた車両等により放送し、又は映写しながら道路を通行して広報宣伝を行うこと（以下「車両走行街宣」という。）。「細則第7号に該当」
 - (12) 宣伝物、印刷物その他これに類するものの配付を行うこと（以下「宣伝物等配付」という。）。「細則第8号に該当」

- (13) 道路に机、椅子等の器材を置き、2人以上の者が立ち並び、通行者を呼び止める等の方法で販売（法第77条第1項第3号に該当するものを除く。）、寄付の募集又は署名を求めること（以下「寄付募集・署名行為等」という。）。「細則第8号に該当」
- (14) ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験を行うこと。「細則第9号に該当」
- (15) 道路に人が集まるような形態又は方法で、道路以外の場所で行う前各号に掲げる行為を行うこと（以下「道路以外の行為」という。）。「細則第10号に該当」

第3 許可申請者

許可を申請する者は、次のとおりとする。

- 1 1号許可の申請者は、工事又は作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事等の全般について管理している者とする。ただし、これらの者が法人の場合はその代表者とする。
- 2 2号許可、3号許可及び4号許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

許可の申請をしようとする者から許可に関する相談、問合せがあった場合は、適切に応じるとともに、特異重要なものについては、その経緯を明らかにしておかなければならない。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に対して行わせるものとする。

(2) 提出先の特例

ア 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長等の管轄にわたる場合は、原則として、出発地又は主たる場所を管轄する警察署長等に対して行わせるものとする。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する警察署長等に対して行わせるものとする。この場合、当該道路使用の許可行為が他県から及ぶ場合は、原則と

して、最初に入県することとなる場所又は主たる場所を管轄する警察署長等に対して行わせるものとする。

ウ 群馬県集団示威運動等に関する条例と競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、群馬県集団示威運動等に関する条例（昭和36年群馬県条例第39号。以下「公安条例」という。）の対象とされている場合において、当該行為についての公安条例に基づく届出書に法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第2項の規定にかかわらず、当該届出書を法第78条第1項の申請書とみなす。

エ 道路使用許可と道路占用許可が競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、同時に道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者を経由して、また、道路占用許可の対象となる行為が、法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、警察署長を経由して申請書の提出を行わせることができる。

オ 法第78条第2項の道路使用許可及び道路法（昭和27年法律第180号）第32条第4項の道路占用許可の申請書を一括受理した場合

(ア) 道路占用許可申請書の取扱い

道路占用許可の申請書に受付印を押し、送付書（別記様式第1号）を添付して郵送、特使等の方法で、当該道路管理者に速やかに送付するものとする。

(イ) 道路管理者から道路使用許可申請書の送付を受けた場合

内容を審査して、不備な箇所は申請者に補正させた上、通常の手続きを行うものとする。

(ウ) 法第79条の協議

原則として文書で行うべきものであるが、緊急性を有するものについては口頭協議も可能であるので、行政機関相互で適切に行うものとする。

(エ) 取扱上の留意事項

a 道路占用許可が下りるまでには日数を要するので、道路使用許可申請書の期間欄等について審査し、申請者に対して道路使用許可が下りる時期等を教示するなど適切に対応すること。

b 一括申請については、道路使用許可申請受理簿の備考欄に「警察一括申請」、「道管一括申請」の別、申請書の送付及び受理の「月日」等を記載して、その状況を明らかにしておくこと。

3 提出書類

(1) 申請書の提出部数

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法施行規則」という。）第10条第2項で定める申請書（以下「申請書」という。）の提出部数は、1号許可及び2号許可の申請の際は2通及び申請書の写し1通として、許可証用、署控、委託用又は警察官調査用とし、その他の申請の際は2通とし、許可証用及び署控兼警察官調査用とする。

(2) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、原則として次のとおりとする。ただし、簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。

ア 1号許可

- (ア) 当該申請に係る工事等の場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工事等の場所及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (エ) 当該道路工事等の方法、形態を具体的に説明する資料
- (オ) 当該道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記載した書面
- (カ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

イ 2号許可

- (ア) 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工作物の設置の状況を示す見取図（平面図、正面図、側面図）
- (ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面
- (エ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

ウ 3号許可

- (ア) 当該申請に係る露店、屋台店、その他これに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図
- (イ) 露店等の形態を記載した図面

エ 4号許可

- (ア) 当該申請に係る道路使用の計画書
- (イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面
- (エ) 車両走行街宣の場合
街宣を行うコースの経路図、又は実施エリア（区域）図等を添付する。
- (オ) 車両停止街宣、スポット街宣の場合
実施場所の詳細が分かる図面を添付する。（実施場所を示す地点標示は

一カ所以上であっても構わない。)

4 申請書の受理

警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、次の事項について確認し、内容が具備されている場合は、これを受理するものとする。

- (1) 申請内容は、第2の「許可の対象」に規定する許可の対象行為であるか。
- (2) 申請者は、第3の「許可申請者」に規定する者であるか。
- (3) 申請書は、所定の様式を使用しているか。
- (4) 申請書の記載事項は充足しているか。
- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか。
- (6) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

5 関係者との協議

- (1) 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

警察署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の警察署長等の管轄にわたるときは、当該関係警察署長等に写しを送付する等して協議しなければならない。

- (2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

警察署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるときは、交通部交通規制課長（以下「規制課長」という。）を通じて、当該関係警察署長等に協議しなければならない。

- (3) 道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合

警察署長は、許可の申請に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、当該道路の管理者に道路使用許可申請に伴う協議書（別記様式第2号）又は道路占（使）用許可協議書（別記様式第3号）により協議しなければならない。ただし、既に当該道路の管理者の判断を了知している場合は、この限りでない。

6 緊急を要する事案の取扱い

ガス管、水道管、路面補修等で緊急を要する復旧工事等については、電話等で事前に届けさせ、事後速やかに通常の手続きによる許可の申請をさせるものとする。

第5 許可の期間、件数及び審査

1 許可の期間及び件数の基準

- (1) 許可の期間の基準

許可の期間の基準は、別表のとおりとする。

- (2) 許可の件数の基準

ア 許可の件数の原則

道路使用の許可は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可とする。

イ 例外的な取扱い

(ア) 連続する同種の行為の取扱い

法第77条第1項各号に該当する行為のうち、形式的には2以上の行為にあたるものであっても、同一の申請者が同一警察署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行う場合については、道路使用の場所、区間、期間、時間を限定した上で、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができるものとする。

(イ) 競合する行為の取扱い

同一の申請者が同一目的で2以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合、又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ない場合には、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができるものとする。

2 許可の審査基準

警察署長等は、道路使用を許可しようとするときは、別添2の審査基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 警察本部長の承認

警察署長等は、法第77条の道路使用の許可又は法第80条の協議において、交通上の影響が極めて大きいもの、その他特に必要と認められるものについては、道路使用許可（協議）の取扱いについて（伺い）（別記様式第4号）により規制課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けるものとする。

4 警察庁との協議

本部長は、次に掲げるもの、その他特に必要と認められるものについて道路使用許可の申請があったときは、警察庁交通局交通規制課長と協議するものとする。

(1) 新たに主要幹線道路を使用して行う路上競技、祭り、パレード等の行事

(2) 新しい形態の道路使用の行為

5 条件付与

警察署長等は、道路使用の許可の申請があった場合において、法第77条第3項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付そうとするときは、別添2の審査基準を参考に必要な条件を付すものとする。

6 一部不許可処分又は不許可処分

警察署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行

為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この場合、後日不服申立て及び取消訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 許可証の交付

1 許可証の作成

許可証の作成は、次により行うものとする。

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と割印又は契印する。
- (3) 許可証には、行政不服審査法第57条に基づく教示事項を記載する。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次により行うものとする。

- (1) 許可証は、可能な限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を道路使用許可申請受理簿（別記様式第5号）に記載し、処理の状況を明らかにする。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請及び当該許可証の再交付は次により行うものとする。

- (1) 再交付の申請は、法施行規則第12条で定める別記様式第8の「道路使用許可証再交付申請書」及び当該許可証を提出して行わせるものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合には、当該許可証の提出は要しない。
- (2) 再交付申請書と併せて法施行規則第10条で定める別記様式第6の道路使用許可申請書を作成、提出させるものとする。
- (3) 警察署長等は、再交付の申請を受けたときは審査の上、許可証の余白欄に「再交付」及び「再交付年月日」を朱書して交付するものとする。
- (4) 再交付申請書は、申請書の署控に添付して編綴し、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその状況を明らかにする。

第7 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定により道路管理者から協議があったときは、次により処理するものとする。

- 1 警察署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該工事等の時期、方法及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について検討し、必要な条件を付して別添1「道路工事等協議書」、「道路工事実施協議書」、「道路占用許可申請に伴う協議書」及

び「道路占用許可申請・協議書」により回答する。

- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議する時間がないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等又は工事等の一部であって文書による協議に要する期間内に行われるものにより、口頭による協議を受理し回答を行うことができる。

第8 手数料の徴収

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第17号）の規定による手数料の徴収の手続きは、次により行うものとする。

- 1 手数料の徴収は、群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（平成12年群馬県公安委員会規則第8号）の免除規定に該当しない場合、当該許可の申請時において申請者から徴収し、既に納付を受けた者から事後、申請の撤回があった場合においても手数料は返還しない。
- 2 手数料の徴収は、第5の1「許可の期間及び件数の基準」に従い、1件ごとに行う。

第9 許可証記載事項変更の届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続きは、次により行うものとする。

- 1 許可証の記載事項の変更の届出は、法施行規則第11条で定める別記様式第7の届出書及び当該許可証を提出させて行う。
- 2 警察署長等は、許可証の交付を受けた者から当該許可証の記載事項の変更の届出を受理した場合は、許可の同一性が認められるものかどうか、次の事項を審査しなければならない。
 - (1) 許可の申請者又は現場責任者の住所、氏名
 - (2) 許可に係る道路使用の場所、範囲、期間、方法
 - (3) 許可に係る道路交通の状況等
- 3 警察署長等は、前記2により審査した結果、許可の同一性が認められる場合には、次により許可証を交付する。
 - (1) 当該許可証の変更に係る事項を訂正して公印を押し、許可証の余白欄に「記載事項変更」の文字と変更年月日を記載する。
 - (2) 記載事項変更届は、道路使用許可申請書控に添付して編綴し、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその状況を明らかにする。
 - (3) 同一性が認められない場合には、新たに許可の申請を行わなければならない旨を教示する。

第10 許可条件等の変更

法第 77 条第 4 項に規定する許可条件の変更等の手続き及び法第 80 条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の条件の変更の手続きは、次により行うものとする。

1 法第 77 条第 4 項に規定する許可条件の変更等の手続き

許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可条件変更通知書（別記様式第 6 号）を申請者に交付するとともに、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその経過を記載する。この場合において、当該許可が道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものであるときで、道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ、道路使用許可条件変更連絡書（別記様式第 7 号）を道路管理者に送付する。

2 法第 80 条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の内容の変更手続き

警察署長等は、協議成立後において協議の条件を変更する必要が生じたときは、速やかに道路工事等協議事項変更通知書（別記様式第 8 号）により道路管理者に通知し、変更に係る事項について再協議する。

第11 許可証の取消し等

法第 77 条第 5 項に規定する許可の取消し又はその効力の停止手続き及び法第 80 条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続きは、次により行うものとする。

1 法第 77 条第 5 項に規定する許可の取消し又はその効力の停止手続き

(1) 許可条件に違反した者に対して、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止しようとする場合には、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこととし、弁明通知書（別記様式第 9 号）を交付して、弁明の機会を付与し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反等について、弁明を受けること。この場合、口頭による弁明を聴取するときは、弁明調書（別記様式第 10 号）を作成するとともに、写真、見取図等により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておかなければならない。

(2) 前記(1)又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特別の必要が生じた場合において、その許可の取消し又はその効力を停止した場合は、当該処分に係る者に対し道路使用許可の取消し・効力停止通知書（別記様式第 11 号）を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・効力停止連絡書（別記様式第 12 号）を速やかに道路管理者に送付すること。

(3) 許可の効力の停止期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回手続

道路管理者が行う道路の維持、修繕、その他の管理のための工事又は作業のうち既に協議済みのものについて、道路管理者が協議の内容に違反した場合においては、前記1に準じて当該道路管理者の弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、道路工事等協議（意思表示）撤回通知書（別記様式第13号）を交付すること。

第12 道路使用許可判断要素の調査

警察署長等は、道路使用許可申請を受理したときは、許可判断に必要な事項について、次により調査しなければならない。

- 1 道路使用形態の適否
- 2 他の道路使用許可との競合の有無
- 3 必要な許可条件
- 4 迂回路の状況
- 5 交通量調査

第13 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

1 警察署長等は道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況について、次の事項を調査、確認しなければならない。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所又は区域の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任者の体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (7) その他当該許可に付した条件の遵守状況

2 次に掲げるものについては、前記1の調査、確認を省略することができるものとする。

- (1) 許可に係る場所が小規模で交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (2) 許可に係る期間が短期間で交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (3) その他警察署長等が交通に与える影響が少ないため調査、確認の必要がないと認めたもの

3 警察署長等は、調査、確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた

場合には、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置をとるものとする。

第14 原状回復状況の調査、確認

1 警察署長等は、法第77条第7項の規定により許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、次の事項を調査、確認しなければならない。

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示及び信号機等の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の危険の回復状況

2 次に掲げる以外のもので、特に警察署長等が交通に与える影響が少ないと認められたものについては、前記1の調査、確認を省略することができるものとする。

- (1) 道路の掘削、路面の補修を伴う大規模な工事
- (2) 道路標識、信号機等の移設又は道路標示の塗り替えを伴う工事
- (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引き続き許可を受けるものでないもの
- (4) 法第77条第5項の規定により当該許可が取り消されたもの

3 警察署長等は、前記1の事項に関し調査、確認を行った結果、原状回復措置がとられていないとき又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な措置をとるものとする。

第15 関係者からの協議に対する取扱い

1 他の警察署長等からの協議

警察署長等は、他の警察署長等から自署の管轄にわたる道路使用許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可条件その他の意見を付して当該警察署長等に回答するものとする。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

警察署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を別添1の「道路占用許可申請に伴う協議書」又は「道路占用許可申請・協議書」により当該道路管理者に回答するものとする。

3 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議

警察署長等は、公安委員会からの公安条例の対象となる行為と競合する道路使用許可に関する協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行うものとする。

第16 道路使用許可に関する資料の整理、保管

1 道路使用許可申請受理簿及び協議書台帳

警察署長等は、法第77条第1項の規定により許可を行ったとき又は法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、当該許可に係る行為の種別に応じた道路使用許可申請受理簿（別記様式第5号）又は協議書台帳（別記様式第14号）に必要事項を記載して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 資料の整理、保管

警察署長等は、道路使用許可に関する次に掲げる資料を整理し、保管するよう努めなければならない。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により道路の一車線以上が通行できなくなる箇所及び交通規制を実施する箇所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料

3 交通規制等の情報提供

警察署長等は、道路使用許可によって行われる交通規制等で一般交通に支障を及ぼすような情報は、積極的に提供しなければならない。

第17 事務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

警察署長は、本部長が別に定めるところにより、道路使用許可に関する次の事項を群馬県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託することができるものとする。

- (1) 道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査、確認
- (2) 道路使用許可後の原状回復状況の調査、確認

2 警察署長の措置

警察署長は、前記1によりセンターに事務を委託した場合において、センターの調査結果に基づき、必要な場合は、許可を受けた者から事情を聴取し、道路における危険の防止と交通の安全と円滑を図るために、必要な措置をとるものとする。

第18 道路工事等の事前調整

警察署長等は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模など道路工事等その他著しく交通の妨げとなる道路使用を事前に調整しなければならない。

第19 報告

- 1 警察署長等は、不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回をしようとするときは、規制課長を経て本部長に報告するものとする。

- 2 警察署長等は、毎月の道路使用許可事務の取扱状況について、翌月 7 日までに道路使用許可取扱状況報告書（別記様式第 15 号）により、規制課長を経て本部長に報告するものとする。
- 3 警察署長等は、道路使用許可又は法第 80 条の道路管理者との協議をした現場において交通事故が発生したときは、速やかに道路工事等現場の交通事故発生報告書（別記様式第 16 号）により規制課長を経て本部長に報告するものとする。

別表

道路使用許可の期間に関する基準

区分	対象行為の分類	期間の基準
1号許可	一般道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下鉄等工事、跨道橋工事、足場作業、架空線作業、マンホール作業、ゴンドラ作業、採血等作業、搬出入作業、その他	3か月以内とする。
2号許可	石碑等の設置、公衆電話ボックス等の設置、電柱等の設置、街路灯等の設置、消火栓等の設置、路線バス停留所等標示施設の設置、路線バス停留所ベンチ等の設置、路線バス停留所等上屋の設置、アーケードの設置、アーチの設置、日よけの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、建築作業用工作物の設置、掲示板、その他の広告板の設置、電柱等の添架広告物等の設置、取付け看板・標灯等の設置、情報提供装置・施設等の設置、公衆用ごみ容器等の設置、太陽光発電設備の設置、その他	道路管理者の占有期間と同一とする。 ただし、私道については、電柱は10年以内、その他のものは3年以内とする。
	立看板の設置、横断幕の設置、飾り付けの設置、舞台・やぐら等の設置、その他	1か月以内とする。
3号許可	露店・屋台店、靴磨き等、商品の陳列台等、その他	1か月以内とする。 ただし、年間を通じ、出店日、出店場所が特定されている定期・定型的な露店出店及び今後、毎月1回以上定期的に出店される露店で、ある程度延長して取り扱っても交通に及ぼす影響の少ないものは1年以内とする。
4号許可 (群馬県 道路交通 法施行細 則第35 条に規定 するもの)	祭礼行事等、路上競技等、消防訓練等、車両停止街宣	7日以内とする。
	ロケーション等、集団行進等、チンドン屋等、人寄せ等、スポット街宣、宣伝物等配付、寄付募集・署名行為等、道路以外の行為、その他	1か月以内とする。
	車両装飾等、車両走行街宣	1か月以内とする。 ただし、道路使用許可申請手数料の免除規定に該当するもの、公益上必要があると認められ自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載のあるものは1年以内とする。
	ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの 実証実験、自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験	6か月以内とする。

別記様式第1号

送 付 書

年 月 日

殿

(警 察 署 長 等)

道路占用許可申請書の送付について

年 月 日道路使用許可申請書と道路占用許可申請書を一括受理しましたので、次のとおり貴管理者分の申請書を送付します。

記

申請者名	道路占用の場所	備考

受 領 書

年 月 日

(警 察 署 長 等 あ て)

上記の申請書を確かに受領しました。

印

道路使用許可申請に伴う協議書

第 号
年 月 日

殿

(警 察 署 長)

次のとおり道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請があったが、本件は道路法第32条の規定にも該当するものと認められるから、道路交通法第79条の規定により協議する。

申請者及び理由			
場所又は区間			
期 間			
現場責任者			
住所・氏名		電話	
許可に対する条件			

第 号
年 月 日

(警 察 署 長 あ て)

道 路 管 理 者 印

上記の協議について次のとおり回答する。

事務所長殿 (警察署長) 道路占(使)用許可協議書		第 年 月 日 第 年 月 日	
申請者 住所・職業・氏名			
占(使)用する 場 所		道路の種類 道路名	
占(使)用の期間 又は時間			
占(使)用の事由			
許可・適否の意見			
添付書類			
回答期日			
		第 年 月 日 第 年 月 日	
(警察署長あて)		事務所長	
上記の協議について次のとおり回答する。			
回答意見			

別記様式第4号

第 号 年 月 日	
群馬県警察本部長殿 (警察署長等)	
道路使用許可（協議）の取扱いについて（伺い） 次の許可申請（協議）の取扱いについて、承認されたく伺います。 記	
申請者 住所・氏名	
申請目的	
申請期間	年 月 日午前・後 時 分から 年 月 日午前・後 時 分まで
場所・区間	
申請概要	
道路状況 交通規制 交通量	
その他	
署長意見	

第 号

住 所

(法人名)

氏 名

道路使用許可条件変更通知書

年 月 日付け 第 号により許可した道路使用に
ついては

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更したから通知する。

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

年 月 日

(警 察 署 長 等)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

(警 察 署 長 等)

道 路 使 用 許 可 条 件 変 更 連 絡 書

年 月 日 付 け 第 号 により 協議 を 受 け

年 月 日 第 号 により 許可 した 申請 者

に 対 する 道 路 使 用 に つ い て は

- 1 道 路 に お け る 危 険 を 防 止 し、そ の 他 交 通 の 安 全 と 円 滑 を 図 る た め
- 2 道 路 に お け る 危 険 を 防 止 す る た め
- 3 交 通 の 安 全 と 円 滑 を 図 る た め

特 別 の 必 要 が 生 じ た の で、道 路 交 通 法 第 7 7 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 当 該 許 可 の 条 件
を 次 の と お り 変 更 し た か ら 連 絡 し ま す。

記

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

第 号

年 月 日

道 路 管 理 者 殿

(警 察 署 長 等)

道 路 工 事 等 協 議 事 項 変 更 通 知 書

年 月 日 付 け 第 号 により 協 議 (年

月 日 付 け 第 号 により 回 答) の あ っ た 道 路 工 事 作 業

に つ い て は

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施行方法を次のように変更されたく
通知します。

記

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

	第	号
	年	月 日
住 所		
	殿	
	(警 察 署 長 等)	
	弁 明 通 知 書	
道路交法第77条第5項の規定により、	年	月 日付け
第	号	の道路使用許可を（取消し・効力停止）したいので、次
の期日にその弁明をされたく定刻までに出頭するよう同条第6項により通知しま		
す。		
	記	
1 日時	年	月 日 午 時 分
2 場所	警察署	交通課 (担当)
3 取消し・効力停止の理由		

注1 病気その他やむを得ない理由のあるときは、代理人を出頭させるか、又は出頭できない理由を届けてください。

2 届出がなく出頭されないときは、道路使用許可の取消し・効力停止について異議がないものと認めます。

別記様式第10号

第 年 月 日 号 弁明録取者の職名及び氏名 警 察 署 (隊) 印	
弁 明 調 書	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の氏名及び住所（代理人・補佐人の氏名及び住所）	
当事者又はその代理人の弁明の要旨	
提出された証拠の項目	
その他参考となるべき事項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第 号

住 所

(法人名)

氏 名

道路使用許可の取消し・効力停止通知書

年 月 日付け 第 号による道路使用の
許可は、次の理由により道路交通法第 7 7 条第 5 項の規定に基づき取消し 年
月 日から 年 月 日まで効力停止したので通知し
ます。

なお、許可証は速やかに返納してください。

取消し・効力停止 の 理 由	
-------------------	--

年 月 日

(警 察 署 長 等)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>道 路 管 理 者 殿</p> <p style="text-align: right;">(警 察 署 長 等)</p> <p style="text-align: center;">道路使用許可の取消し・効力停止連絡書</p> <p>申請者 に係る道路使用許可を、次のとおり道路交通法第77条 第5項の規定により取消し・効力停止したので連絡します。</p>	
許 可 年 月 日 許 可 番 号	
取 消 し ・ 効 力 停 止 の 期 間	
取 消 し ・ 効 力 停 止 の 理 由	
参 考 事 項	

第 号
年 月 日

殿

(警 察 署 長 等)

道路工事等協議（意思表示）撤回通知書

年 月 日付け 第 号により協議（
年 月 日付け 第 号により回答）のあった道路工
事（作業）については、次のとおり撤回したので通知します。

記

別記様式第15号

道路使用許可取扱状況報告書

年 月分 警察署・隊

1 道路交通法第77条第1項関係

号別 区分	1号	2号	3号	4号	計	4月から の累計	一括申請内数		再交付
							警察	道管	
消印数									
減免数									
計									
指導警 告件数									
検 件 挙 数									

※ 検挙事案等は、概要を別紙として添付すること。

2 道路交通法第80条道路工事等協議関係

道路別 区分	高速道路	国道 (国土交通省)	国道 (県)	主要地方 道(県道)	市町村道	計
件数						

3 制限外積載等許可状況

許可別 区分	56条1項 (設備外積載)	56条2項 (荷台乗車)	57条3項 (制限外積載)	59条2項 (けん引)
件数				

別記様式第16号

受 発 年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分	発信者	(警察署長等)	発 受
		受信者	警察本部長	

道路工事等現場の交通事故発生報告書

事 故 の 種 別				
発 生 日 時		年 月 日	午前・後 時 分	天候
発 場 生 所		国道 号・主・県・市・町・村道 地先線		
第 一 当 事 者	住 所			
	職業・勤務先	職業	勤務先(TEL)	
	氏名・年齢等	氏名	年 月 日生(歳)	
	運転車両等	車両番号	号・車種	
	免許等	免許		・ 運転経験 年
第 二 当 事 者	住 所			
	職業・勤務先	職業	勤務先(TEL)	
	氏名・年齢等	氏名	年 月 日生(歳)	
	運転車両等	車両番号	号・車種	
	免許等	免許		・ 運転経験 年
損 傷 の 状 況		第 当事者 傷害部位 程度		
事 故 の 状 況		----- ----- -----		
現 場 略 図				

道路の状況		路面の状況 ——— 平坦 凸凹 勾配 (%) 直線 カーブ
		舗装の状況 ——— アスファルト舗装 コンクリート その他 ()
		幅員の状況 ——— 車道 m 歩道 m
		規制の状況 ——— キロ 駐禁 はみ禁
許可 の 状 況	許可日・番号	年 月 日 第 号
	申請者	住所 職業 (法人名) 氏名
	使用の目的	
	使用の期間	月 日から 月 日 (時 分～ 時 分)
	使用の方法	
	許可条件	別添条件書 (写し) のとおり
	現場責任者	住所 職業 氏名 (歳)
条件違反の有無	有 <input type="checkbox"/> 無許可道路使用 <input type="checkbox"/> 保安要員・保安施設不備 <input type="checkbox"/> 現状回復措置不徹底 <input type="checkbox"/> その他 () 無	
許可を受けた者に対する措置		
備考		

別添 1

(県市町村道路管理者の場合)

<h2>道路工事等協議書</h2>			
年 月 日			
(警 察 署 長 あ て)			
道 路 管 理 者			
工 事 (作 業) の 種 別		道 路 の 種 別	
場 所 又 は 区 間			
協 議 事 項	期 間		
	工 事 又 は 作 業 の 方 法 の 概 要		
	道 路 交 通 に 対 す る 措 置		
添 付 書 類			
現 場 責 任 者	所 属 氏 名	電 話	
請 負 人	住 所 氏 名 (代 表 者)	電 話	
上記の協議について次のとおり回答する。			
年 月 日			
(警 察 署 長)			

(国土交通省の場合)

第 年 月 日

(警 察 署 長 あ て)

事 務 所 長

道 路 工 事 実 施 協 議 書

工事等の場所	工事番号 工事名 場所		
工事等の時期	着手年月日 竣工年月日		
工事等の概要			
工事等現場監督者氏名		電話	
請負人住所・氏名 現場監督者・氏名		電話	
道路交通に対する措置	工事標識施設設置位置、通行止めを行う工事の措置、交通制限を行う工事の措置、その他交通の障害となる工事の措置		
添付書類			
回答期限			
		第 年 月 日	
事務所長 殿		(警 察 署 長)	
上記について次のとおり回答する。			
回答意見			

道路占用許可申請に伴う協議書

年 月 日

(警察署長等あて)

道路管理者

次のとおり道路法第32条に基づく道路占用許可申請があったが、本件は道路交通法第77条の規定にも該当するものと認められるから道路法第32条第5項の規定により協議する。

申請者の住所・氏名	
占用期間及び工事の場所	年 月 日から 年 月 日まで
道路占用	
工作物・物件又は施設の構造	
工事実施の方法	
備考	
第 年 月 日	
殿	
(警察署長等)	
上記の協議について次のとおり回答する。	
回答意見	

(国土交通省の場合)

道路占用許可申請・協議書		新 規	更 新	変 更	第 年	月	号 日
関東地方建設局長殿		年 月 日					
		住所 氏名					
		担当者氏名					
32条 道路法第35条		許可を申請 協議				する。	
占用目的							
占用物件	名称	規模			数量		
占用場所	番地先				国道 号		
占用期間	自・ 至・	年 年	月 月	日 日	日間	工事の 実施方法	
工事期間	自・ 至・	年 年	月 月	日 日	日間	道路の 復旧方法	

道路占用に関する協議書		第 年	月	号 日			
警察署長殿							
		㊟					
許可申請 上記道路占用協議について、下記により		許可 回答		したので、道路法第32 条第5項の規定に基づき協議する。			
		記					
道路占用に関する回答書		第 年	月	号 日			
殿							
		警 察 署 長					

審 査 基 準

第 1 法第 77 条第 1 項第 1 号に掲げるもの

1 一般道路工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

ア 工事又は作業（以下「工事等」という。）は、原則として、対面通行が可能な有効残余幅員を確保して（一方通行の場合は除く。）、交通への影響が最小限となるよう適宜工事等を分割して行うものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるときはこの限りでない。

イ 同時に工事等を行うことができる区域（以下「工区」という。）の長さは、土砂、資器材の置場等を含め必要最小限とし、原則として、市街地では 1 街区又は概ね 70 メートル以内、その他の場所では概ね 100 メートル以内で、2 以上の工区を同時に行う場合には、交通への影響が最小限となるよう工区と工区の間を市街地では 300 メートル以上、その他の場所では 100 メートル以上離すものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となる時、又は交通の状況によりこれによらないで行った方が交通への影響が少ないと認められるときはこの限りでない。

ウ 歩道上で行う工事等又は建物その他人の出入りする場所に近接して行う工事等その他歩行者の通行に影響を及ぼすものについては、歩行者の通行の安全を確保するため原則として 1.5 メートル以上の幅員を有する架橋又は通行路が確保されているものであること。ただし、やむを得ない場合には、その幅員を 0.75 メートル以上確保すれば足りる。

エ 工事等を行う場合には、工区と周囲を明確に区分し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って必要な保安施設（保安さく、保安灯、セーフティーコーン等工区と周囲を区分し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するための施設をいう。以下同じ。）及び保安要員（工区において交通の整理、誘導等を行い、交通の安全と円滑を確保するために専従する者をいう。以下同じ。）を設置及び配置するものであること。

オ 工事等の現場に搬入する資器材は、交通の障害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。

カ 掘削した土砂は、道路上に堆積するものでないこと。

- キ 工事等の資器材及び掘削した土砂の搬出入は、努めて交通の障害とならない箇所、時間を選定して行うものであること。
- ク 工事等の休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き、工区内には土砂、資器材を置くものでないこと。
- ケ 工事等の施工に伴い道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するため必要な防護措置を講ずるものであること。
- コ 工事等の施工に伴い影響を受けるおそれのある地下埋設物等については、関係行政機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には事前に移設、防護等地下埋設物に支障を及ぼさないための措置を講ずるものであること。
- サ 道路を掘削する工事等が終了した場合には、速やかに確実な埋め戻しを行うとともに、交通の障害とならないように路面を高低なくなじみよくするものであること。
- シ 工事等の施工に伴い道路の通行を制限することとなる場合には、あらかじめ、地域住民に対し通行制限箇所を知らせるなど必要な広報措置を講ずるものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

工事等の場所及びその付近における時間的又は季節的な交通の状況並びに工事等の規模、性格等から総合的に判断し、交通の安全と円滑に与える影響が最小限となる時間又は時期であること。その基準は次のとおりである。

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後 8 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）に行うこととし、工事等を行う時間以外は路面を復旧又は覆工して交通の障害とならないようにするものであること。

- (ア) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等。ただし、簡易な工事等で短時間で終了するものについてはこの限りでない。
- (イ) 踏切及びその前後 30メートル以内の道路における工事等。ただし、交通閑散な場所においてはこの限りでない。
- (ウ) 車両の通行止の交通規制を伴う工事等又は近くに迂回路がない場合等で著しく交通の障害となる工事等

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して行うことができる。

- (ア) 上記アに掲げる工事等であるが、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難な工事等
- (イ) 交通に著しい影響を及ぼすものであるが、やむを得ない理由により短時間に完成させる必要がある工事等

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲、工事方法等の審査

前記1「一般道路工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 掘削場所は、工事等を行う時間以外は交通の障害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 覆工資材は、車両の通行に十分に耐え得る強固なものとし、覆工板を用いるときは車両がスリップすることのないよう滑り止め等必要な措置を講ずるものであること。

ウ 覆工板は、相互に緊結して移動しないようにするとともに、覆工板相互間及び路面への取付けについては、交通の障害とならないよう高低なくなじみよくするものであること。

エ シールド工法の工事等にあつては、発進立坑を可能な限り路外とするものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

3 軌道工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」、前記2「管路埋設工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

- ・ 工事は、交通の障害とならないよう、原則として軌道敷内で行うものであること。ただし、軌道敷の分岐点、交差点等でやむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

4 地下鉄等工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」、前記2「管路埋設工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等は、原則として、交通の障害が最小限となるよう現在の車線数を確保して行うものであること。

イ ホッパーは、原則として交差点又は横断歩道から10メートル以内の場所その他交通の障害となる場所には設置するものでないこと。

ウ ホッパーの幅は原則として6メートル以内、ホッパーを囲む板塀の長さは12メートル以内のものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

5 跨道橋工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等の足場、桁受け台又は落下物防護施設の下端の路面からの高さは、4.5メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等によりやむを得ないと認められるときは、4.5メートル未満とすることができる。この場合、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものとする。

イ 工事等の足場、桁受け台、落下物防護施設又は上記アの表示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたものか照明装置が付けられているものであること。

ウ 桁受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には交通への影響が最小限となる方法で車道上に置くことができる。

エ 工事等の現場においては、工事用資器材等が道路上に落下することのないよう防護ネットを張るなど、防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

6 足場作業

(1) 作業に際しては、事前に足場等の本体及び取付け各部を十分に点検し行うものであること。

(2) 作業の現場においては、足場本体、作業用資器材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとること。

7 架空線作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 架空線の作業区間は必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うものであること。

イ 作業のためのはしご、柱等を使用する場合には、路端又は歩道上の端に置くものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合には、車道上において行うことができる。

ウ 作業の現場においては、作業用資器材等が道路上に落下することがないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩

行者及び車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間の審査

原則として、昼間に行うものとする。

(3) C A T V 架空線の各家庭への引き込み工事

同一の申請者が、同一の警察署管内の場所に接近した道路において、方法、形状、交通事情等が同一となる場合は、道路使用の場所、区間、期間、時間等を限定した上で、例外的に包括して1件として許可する。

8 マンホール作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 一つのマンホールについて使用する道路の範囲は、長さ3メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、ケーブルの引込作業等作業の性格、規模等から車両、資器材をマンホール周辺に配置して行う必要があると認められる作業については、それらを配置するスペースを確保して行うことができる。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間の審査

原則として、昼間に行うものとする。

9 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 作業に使用するゴンドラは、労働基準監督署長の設置認可を受けたものであること。

イ 作業に際しては、事前にゴンドラ又はつり足場等（以下この項において「ゴンドラ」という。）の本体及び取付け各部の装置を十分に点検するものであること。

ウ 作業の現場においては、ゴンドラ本体、作業用資器材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

エ 作業中以外の時間には、ゴンドラその他の物件を道路の上空に懸垂し、又は道路上に置くものでないこと。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

10 採血等作業

- (1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 作業は、路外にスペースがない場合又は作業の性格上道路上で行うことがやむを得ない場合に限るものとし、その範囲は必要最小限のものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

11 搬出入等作業

- (1) 使用範囲、作業方法の審査

上記9「採血等作業」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 資器材の搬出入、生コンクリートの打設等の作業のために道路を使用する時間は必要最小限とし、作業終了後は直ちに車両等を移動するとともに、必要に応じ道路の清掃を行うなど、交通への影響が最小限となるものであること。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

12 その他道路を使用して行う工事又は作業

- (1) 路面標示塗替え作業等

路線、地域を定めて所轄ごとに行うものとする。

- (2) 使用範囲、工事作業の方法、時間の審査

前記の各規定に準じて審査するものとする。

第2 法第77条第1項第2号に掲げるもの

1 石碑等の設置

- (1) 設置する場所は、原則として交通の障害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。

ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

- ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りにそれぞれ設置するものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) 風雨、地震等により又は人が寄りかかるなどして工作物が破損、倒壊、飛散し、歩行者、車両の運転者の安全を脅かすおそれのないものであること。(以下、他の工作物についても同様とする。)
- (6) 設置する工作物が道路法、道路構造令、建築基準法、その他の法令に違反しないものであること。(以下、他の工作物についても同様とする。)

2 公衆電話ボックス等の設置

- (1) 設置する場所は、原則として交通の障害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。
- ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

- (5) 公衆電話ボックスの出入口は、路端又は道路の中央に面しない側面に設け、扉を開いた場合にその先端が公衆電話ボックスの側面から出ないものであること。
- (6) ポール式公衆電話は、原則として既設の電柱等に添架するとともに、利用者が車両の進行方向に対面するように設けるものであること。
- (7) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

3 電柱等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (4) 設置する場所は、交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯を設置する道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (7) 電柱等は、可能な限り並立を避け、これらに架する電線、電話線、その他ケーブル類は努めて共架するものであること。
- (8) 電柱等に架する電線、電話線、その他ケーブル類の路面からの高さは、車道においては5.0メートル以上、歩道においては3.0メートル以上であること。

4 街路灯等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するもの

でないこと。

- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) アーム式の突出部及び灯柱の側方に突き出されている装飾灯等の下端の路面からの高さは、車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2メートル以内のものであること。
- (7) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。ただし、商店会等の団体が、その区域内の道路照明を目的として設置する街路灯等にあつては、商店会等の団体名を表示した看板を付けることができる。

5 消火栓等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。この場合、消火栓の突出方向は路端方向であること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。消防水利、消防用防火水槽の標識（以下「消火栓標識等」という。）についても同様とする。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。この場合の突出方向は道路の中央方向とする。
- (4) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (7) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端の路面からの高さは、車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上とする。ただし、突出式のものについては4.5メートル以上とする。
- (8) 消火栓標識等は、交通の障害となるものでない限り消火栓又は消防水利施設の設置位置から概ね5メートル以内に設置するものであること。
- (9) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

6 路線バス停留所等標示施設の設置

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。ただし、タクシー乗場の標示施設は設置することはできない。
- (3) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第4号まで、及び第6号並びに法第45条第1項第1号に定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) 路線バス及びタクシー乗場の標示施設の標示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は直径0.6メートル以内の円形又は縦、横0.6メートル以内で鋭利な部分を有しない形状であること。
- (7) 路線バス標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。
- (8) 照明式の標示施設にあつては、原則として、路面からの高さが3.0メートル以下で、幅及び厚さ0.45メートル以内のものであること。
- (9) 路線バス停留所の標示施設にバス・ロケーションシステム等のための感知器を付ける場合には、そのアームの車道方向への張出しは6.0メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5.0メートル以上とする。
- (10) 路線バス停留所の標示施設は、原則として道路の両側に対面するものでないこと。
- (11) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

7 路線バス停留所ベンチ等の設置

- (1) 道路管理者及び路線バス事業者等、適格な管理能力を有する者が設置するものであること。
- (2) 歩行者の利用形態から判断して、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当であること。
- (3) 原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に概ね1.5メートル以上の

有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車等の通行に支障となることのないよう設置するものであること。

- (4) 夜間において歩行者、自転車等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (5) ベンチの構造は、原則として、幅0.5メートル以内、長さ2.0メートル以内とし、かつ、土地に定着し強固なものであること。
- (6) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

8 路線バス停留所等の上屋の設置

「バス停留所等の上屋等及びそれらに設置される広告物に関する道路使用許可の取扱いについて（令和2年3月26日付警察庁通達）」の基準による。

9 アーケードの設置

「アーケードの取扱いについて（昭和30年2月1日付警察庁等共同通達）」の基準による。

10 アーチの設置

- (1) 設置する場所は、原則として車両の通行が禁止されている道路又は車両の通行が少ない道路等、交通の障害とならない場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。

ア 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね3メートル以上の有効残余幅員を確保して支柱を設置するものであること。

イ 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔を原則として7メートル以上確保するものであること。

- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号まで、並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上のものであること。
- (6) 支柱は、その基盤の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては歩車道の境

界又は路端寄りに、歩車道の区別のない道路においては側溝の縁石の道路側又は路端寄りに設置するものであること。

11 日除けの設置

- (1) 道路に柱を建てない構造のものであること。
- (2) 原則として、日除けは歩車道の区別のある歩道上で、その下端は路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日除けの方杖の下端は路面から2.0メートル以上のものであること。
- (3) 日除けの出幅は、原則として0.6メートル以内であること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 日除けの覆部は布類で、色は信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

12 上空通路の設置

「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号通達）」の通則(8)に示す下記基準による。

※ 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。

13 上空工作物の設置

- (1) 工作物を支える柱は、道路内に設置するものでないこと。
- (2) 工作物の下端は、原則として路面から5.0メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 車両の運転者の注意を喚起するため、工作物の高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲示するものであること。
- (5) 上記(4)の表示板は、夜間においても視認できるよう反射材を用いたものか、照明装置が付けられているものであること。
- (6) 落下のおそれのない堅固な構造のものであること。
- (7) 広告の類を表示するものでないこと。

14 舞台、やぐら等の設置

- (1) 祭礼、盆踊り等社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。
- (2) 倒壊のおそれのない堅固な構造のものであること。

15 建築作業用工作物の設置

- (1) 建築作業又は工事用の仮囲い、足場又は詰所等を設置する場合は、原則として歩車道の区別のある道路では歩道上に、出幅は歩道の3分の1以内で、かつ

0.6メートル以内とし、歩車道の区別のない道路では出幅は0.6メートル以内とするものであること。ただし、作業の実施上やむを得ないと認められ、かつ、交通の安全が確保されている場合に限り1.0メートルまでとすることができる。

- (2) 掛けだしの下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とするものであること。
- (3) 跨道構台は、原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に設置することとし、構台の下端の路面からの高さは、3.0メートル以上、方杖の下端の路面からの高さは2.5メートル以上とするものであること。
- (4) 跨道構台の柵下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。
- (5) 車両の運転者又は歩行者の注意を喚起するため、掛けだし又は跨道構台の柵下には、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

16 立看板、掲示板その他の広告板の設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上に、原則として官民境界寄りに設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (8) 原則として、車両の進行方向に対面することのないよう設置するものであること。

17 電柱等の添架広告物等の設置

- (1) 電柱、ケーブル柱その他これに類するもの（以下、この項において「電柱等」という。）に添架する広告物等の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.4

5メートル以内のものであること。

- (2) 広告物等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のない道路で4.5メートル以上、歩道上で2.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 広告物等は、電柱等1本につき1個とし、その突き出し方向は、原則として民地側であること。ただし、歩車道の区別のない道路で民地側に余裕のない場合はこの限りでない。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

18 取付け看板、標灯等の設置

- (1) 取付け看板等の下端の路面からの高さは、歩道上で2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上のものであること。
- (2) 取付け看板等の出幅は、原則として0.6メートル以内のものであること。
- (3) 標灯は原則として点滅式としないほか、信号機、道路標識等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

19 横断幕の設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであって、かつ、一時的なものであること。
- (2) 横断幕は、原則として歩道橋、高架橋等の側面に納まるものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

20 飾り付けの設置

- (1) 飾り付けは、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであり、原則として歩道上に設置するものであること。
- (2) 飾り付けは、路端又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし、原則としてその出幅は0.6メートル以内とし、その下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

21 情報提供装置、施設等の設置

- (1) 提供される情報が交通流に変動を及ぼすおそれのあるものについては、公安委員会の行う交通管理に支障を及ぼすことのないように措置されているものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メー

トル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

- (4) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

22 公衆用ごみ容器等の設置

- (1) 地方公共団体及び町会、商店会等の団体が設置するものであること。
- (2) 原則として駅前広場、バス停留所等多数の人が滞留する場所に設置するものであること。
- (3) 夜間において歩行者、自転車等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所に設置するものであること。
- (4) 容器の構造は次に掲げるものであること。

ア ごみ容器の長径又は直径は0.5メートル以下、高さは路面から0.8メートル以下であること。

イ 吸殻入れの長径又は直径は0.3メートル以下、高さは路面から1.2メートル以下であること。

ウ 容器等の材質は、不燃性で堅牢なものであること。

エ 容器等の設置は建植式とし、路面に固定すること。

- (5) 広告の類を表示するものでないこと。

23 太陽光発電設備の設置

- (1) 設置場所

ア 地面に接する部分が車道以外の道路の部分であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

(ア) 自転車道の場合は、2メートル以上（特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小できる。）

(イ) 自転車歩行者道の場合は、交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上。

(ウ) 歩道の場合は、交通量の多い道路に合っては3.5メートル以上、その

他の道路にあっては2メートル以上。

- ウ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面の設置距離を確保すること。
- エ 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差点、屈曲する部分の地上に設けないこと。
- オ 道路標識、信号機、道路情報提供装置等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(2) 構造

- ア 道路通行者の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたり、支障を及ぼすおそれのないもの。
- イ 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装は一切行わないこと。
- ウ 発電機の構造及び色彩は周辺の環境と調和し、信号機、道路標識等の効用を妨げないこと。
- エ 倒壊、落下、剥離等の事由により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められるもの。
- オ 道路の構造維持管理に支障を来すものでないこと。

(3) 主体

- ア 道路の構造又は保全に支障を生じることのない、適格に管理できる者であること。
- イ 暴力団又は構成員の統制下にある法人等及び暴力団員等反社会的勢力に属する者でないこと。
- ウ 地方公共団体の名義貸しになりえない者であること。

24 その他道路における上記(1)～(23)に類する工作物の設置
上記の各規定に準じて審査するものとする。

第3 法第77条第1項第3号に掲げるもの

1 露店、屋台店

- (1) 社会の慣習上やむを得ないものであること。
- (2) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路に出店するものでないこと。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩車道の境界又は路端寄りに出店するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。
- (5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。
 - ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分

- ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近
- (6) 原則として、大きさは間口2メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ2メートル以内のものであること。

2 靴磨き等

- (1) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、歩車道の境界又は路端寄りに出店するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。
- (3) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

- (4) 道路使用の範囲は、概ね1平方メートル以内とすること。

3 商品の陳列台等

- (1) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、原則として歩道上であること。
- (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定するものでないこと。

4 その他

上記の各規定に準じて審査するものとする。

第4 法第77条第1項第4号に掲げるもの

1 祭礼行事等

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。
- (3) みこし、だし等で道路を通行する場合には、次によること。

ア 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。

イ 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

ウ 交通の危険を防止するため、参加人員に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

エ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため必要な場合には、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

- (4) 原則として、観覧席等の施設は、道路上に設置するものでないこと。

2 ロケーション等

- (1) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路で行うものでないこと。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (3) 照明灯、投光器等を使用する場合は、通行する車両等の運転者の目を眩惑するものでないこと。
- (4) 資材又は機械器具等は、交通の障害となる場所に置くものでないこと。
- (5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為をするものでないこと。

3 路上競技等

- (1) 主催者が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体等、公共性又は公益性が認められる法人その他の団体であること。
- (2) レース等を実施する目的、理由が公益性の認められるものであること。
- (3) 主催者が当該レース等により営利を得ることを目的とするものでなく、かつ、営利を得るものでないこと。
- (4) いわゆる賞金レースでなく、また、プロ競技者が参加するものでないこと。
- (5) レース等の名称に、当該レース等のスポンサーである民間企業の名称を付するものでないこと。
- (6) 原則として、主要幹線道路等交通の頻繁な道路において行うものでなく、かつ、付近に適当な迂回路が確保されているものであること。
- (7) 原則として、日曜日、祝祭日に行うものであること。
- (8) 交通の危険が生じないように、道路又は交通の状況に応じ適当な通行区分により通行するものであること。
- (9) 交差点、曲がり角、観客の多数集まる場所その他交通の危険が生じやすい場所には、必要数の自主整理員の配置、安全さく、ロープの設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。
- (10) レース等の実施規則が、交通の安全と円滑の確保の観点から支障のないものであること。
- (11) 競技に使用する自動車は、審判車その他必要やむを得ないものに限ることとし、応援用のものは使用するものでないこと。
- (12) 出発及び到着地点は、原則として広場、競技場等とし、道路上とするものでないこと。
- (13) 中継地点は、原則として交通の妨害とならない待機所、空き地等とし、道路上とするものでないこと。

4 集団行進等

- (1) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものはこの限りでない。

- (2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (4) 歩行者と車両が一体となって行進、パレード等を行うものについては、行進する歩行者に危険を生じるおそれがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。
- (5) 車両で行進、パレード等を行うものについては、交通の危険を防止するため、参加車両数に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。
- (6) 歩行者により行進、パレード等を行うものについては、次によること。
 - ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ち止まり、座り込み、若しくは道路いっぱいに広がるなどの交通の妨害となる行為をするものでないこと。
 - イ 交通の危険を防止するため、参加人員に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。
 - ウ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

5 消防訓練等

- (1) 交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 資材、機械等は、原則として道路上に置くものでないこと。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所に、必要な自主整理員の配置、安全さくの設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。

6 チンドン屋等

- (1) 交通の頻繁な道路、時間帯には、原則として実施するものでないこと。
- (2) 原則として、1団の構成員は10人以下のものであること。
- (3) 旗、看板等は、横幅1メートル以内とし、かつ、1人で用意に持ち歩きができるものであること。
- (4) 人にまとわりつき、又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。

7 人寄せ等

- (1) 原則として、道路広場、橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所で行うこととし、交差点、横断歩道、自転車横断帯の周辺、交通の頻繁な道路その他交通の危険が生じやすい場所で行うものでないこと。

- (2) 参集する視聴者が車道上にはみ出すなどの交通の危険が予想される場合は、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (3) 資器材その他の施設は、原則として道路上に置くものでなく、かつ、道路に立看板、旗、のぼり等を設置するものでないこと。
- (4) 交通の頻繁な時間帯に行うものでないこと。
- (5) 他の演説等その他の行事と競合し、参集する視聴者が多数に上るなどの理由により交通上の危険が生じるものでないこと。
- (6) テレビ、スポット・ビジョン等の放映、レーザー光線の投射については、信号機又は道路標識の視認性が悪くなるような場所又は方法で行うものでないこと。
- (7) テレビ、スポット・ビジョン等の放映、参集者が著しく多数に上り又は継続して立ち止まることにより交通の障害を生じさせることのないよう、連続性、ストーリー性を持つものでないこと。

8 車両停止街宣

- (1) 実施場所は、1警察署管内であること。
- (2) 街宣時間は8時から20時までの時間で行うものであり、1箇所1時間を超えるものでないこと。
- (3) 停止街宣の実施場所は、指定の駐停車禁止場所、法定の駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止以外の場所で行うものであること。

9 スポット街宣

- (1) 実施場所は、1警察署管内であること。
- (2) 街宣時間は8時から20時までの時間で行うものであり、1箇所1時間を超えるものでないこと。
- (3) スポット街宣は、車道以外の歩道等の場所で行い、又一般歩行者等の通行の妨害とならない方法・形態で行うものであること。

10 車両装飾等

- (1) 車両等に取り付ける広告器等の装置は、車幅からはみ出るものでなく、電光式又は内照式等のものにあつては、光度は300カンデラ以下で点滅又は光度が増減するものでないこと。
- (2) 文字、図柄は走行中に頻繁に変化するものでないこと。
- (3) 表示内容が一見して理解できないようなもの、又は著しく興味、好奇心を生じさせるようなものでないこと。
- (4) 花電車、花自動車は、国民的慶祝行事又は伝統的な記念行事等の場合に限ること。

11 車両走行街宣

- (1) 街宣時間は8時から20時までの間に行うものであること。
- (2) 街宣時間については、官公署等の行為で公益性のあるもの、あるいは、夜間等に行うことが社会通念上やむを得ないと認められるものについては、この時間を前後に延長することができる。
- (3) 交通の輻輳する場所、時間帯については抑制すること。
- (4) 使用する街宣車両は、原則として1台に限るものであること。
- (5) 道路において停車又は駐車して放送又は映写等を行うものでないこと。
- (6) でき得る限り路線、地域を定めて行うものであること。

12 宣伝物等配付

- (1) 原則として交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 宣伝物等は、交付又は配布するものとし、散布するものでないこと。
- (3) 通行中の車両から散布するものでないこと。
- (4) 原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下鉄、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。
- (5) 原則として、交付又は配布するために机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

13 寄付募集・署名行為等

- (1) 原則として交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下鉄、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。
- (3) 原則として、寄付又は署名等のための立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

14 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験

(1) 実施の趣旨

ア 次のいずれかを満たすこと。

- (ア) 国又は地方公共団体が実証実験に係る協議会に参加するなど、国又は地方公共団体が含まれる実施主体が当該実証実験を実施するものであること。
- (イ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第10条第1項の規定に基づく新事業活動計画の認定を受けた者が地方公共団体の協力を得て、地域住民及び道路利用者等の合意を形成した上で、当該認定に係る同項に

規定する新事業活動計画に従って実施する当該新事業活動において当該実証実験を実施するものであること。

(ウ) (イ)の新事業活動における実証実験を安全かつ正に実施した実績のある者（複数の者が共同して(イ)の新事業活動における実証実験を安全かつ適正に実施した場合には、その一部の者も含む。）が、地方公共団体から実証実験への後援を受けるなどの協力を得て、又は地域住民及び道路利用者等の合意形成した上で、当該実績に係る実証実験と同様の実証実験を実施するものであること。

イ 実験の責任主体、現場責任者、操縦者及び保安要員が明確であること。

ウ 現場責任者、操縦者及び保安要員が申請者の指揮監督の下にあり、適切な実施体制がとられていること。

(2) 実施場所

ア 歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の通行並びに沿道の状況から、歩行者等の通行に支障が認められない場所であること。

イ 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たす場合は、自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道（以下「歩道等」という。）又は車両通行止め（対象から自転車を除外したものに限る。）、自転車及び歩行者用道路若しくは歩行者用道路（対象から自転車を除外したものに限る。）の交通規制が実施されている道路（以下「特定道路」という。）であること。

(ア) 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。

(イ) 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。

ウ イ以外の場合は、次の(ア)及び(イ)に掲げる条件をいずれも満たす場所であること。

(ア) 幅員がおおむね3.0メートル以上の歩道等又は特定道路であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。

(イ) 搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。

(3) 実施時間

ア 搭乗型移動支援ロボットが道路運送車両の保安基準に適合し、又は同基準の緩和措置を受けた灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。

イ 多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。

(4) 保安施設及び保安要員の配置

ア 実施場所の周囲に、「〇〇内では、搭乗型移動支援ロボットの実験中です。

(実験に参加して通行する場合は、十分に注意してください。通行しない場合は) 〇〇を通行してください。」等の

(ア) 実験中であること。

(イ) 実験に参加する場合には注意が必要であること。

(ウ) 実験に参加しない場合の通行場所

を表示する看板を十分な数だけ設置すること ((イ)は歩行者等の進入を認める場合)。

また、日没時から日出時までの間 (以下「夜間」という。) に実証実験を実施する場合には、看板を街路灯の下に設置する、看板に照明を設置するなど、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。

イ 実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。

ウ 実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所 (見通しの悪い他の歩道等又は特定道路との交差点、見通しの悪いカーブ、歩行者等の交通量が多い場所等) 又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、歩行者等又は特定道路に危険を及ぼすおそれが生じた場合の安全措置、異常発生時の連絡措置等をとるための保安要員を配置すること。

エ 保安要員は、搭乗型移動支援ロボットに搭乗しないこと。ただし、実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えることが確認されたものに搭乗するときは、この限りでない。

オ エにかかわらず、幅員3.0メートル未満の歩道等又は特定道路を通行するに際しては、当該箇所に保安要員 (搭乗型移動支援ロボット又は自転車に搭乗していない者に限る。) を配置すること。

カ 搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、簡易柵、コーンバー等により実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。

(5) 搭乗型移動支援ロボットの構造等

ア 大きさは、おおむね長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。

イ 道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。

ウ 道路運送車両の保安基準に適合していること又は同基準の緩和措置を受け

ていること。

(6) 操縦者

ア 大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。

イ 操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。

ウ 未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。

(7) 実験内容

ア 搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。

イ 実証実験として適切な内容であること。

(8) 許可期間

許可期間は、最大6か月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とする。

(9) 許可に付する条件

ア 実施場所、実施時間等

(ア) 道路においては、許可に係る日時、場所等でのみ搭乗すること。

(イ) 申請に係るロボット以外のものを使用しないこと。

(ウ) 実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。

(エ) 見学者を車道に出さないこと（実施場所が特定道路の場所を除く。）。

イ 走行方法

(ア) 特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。

(イ) 周囲に歩行者がいるときは徐行すること。

(ウ) 歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。

(エ) 他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。

(オ) 夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。

ウ 横断方法

(ア) 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、次のAからCに掲げる条件を全て満たす場合には、横断歩道を通行すること。

A 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。

B 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

C 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。

(イ) 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が(ア)に該当しない場合には、原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行すること。

エ 保安施設及び保安要員の配置

14(4)に示された事項

オ 操縦者

- (ア) 申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。
- (イ) ヘルメットを着用すること。

カ その他

道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項

(10) 許可に際し指導する事項

- ア 関係者に対し、許可条件を含む道路使用許可の内容を周知すること。
- イ 現場責任者、操縦者及び保安要員に対し、交通整理要領、受賞事故防止等について、事前教養を徹底すること。
- ウ 実験前の事前広報を徹底すること。
- エ 現場責任者は、道路使用許可証又はその写しを携行すること。
- オ 特異事案については、その状況を直ちに所轄警察署長に通報すること。
- カ 見学者がい集して危険が予想される場合には、一旦中断すること。
- キ 道路交通法以外の法令も遵守すること。
- ク その他道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために適当と認められる事項

(11) その他

道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。

15 歩道走行型ロボットの公道実証実験

(1) 定義

この基準において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによる。

ア 歩道等

歩道又は歩行者若しくはロボットの通行に十分な幅員を有する路側帯をいう。

イ 監視・操作者

ロボットを走行させ、道路交通法に定められた運転者又は通行させている者に課された義務を負う者をいう。

ウ 同型ロボット

機体の大きさや走行させるための装備及び性能が同等と認められるロボットをいう。

エ 手動制御装置

前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る機能を手動操作により制御する

装置をいう。

オ 常時監視

監視・操作者が目視又は映像及び音により常に全てのロボット周辺の安全を確認することをいう。

カ 歩行者等

歩行者及び自転車

キ 遠隔監視型

監視・操作者がロボットを目視することができない場所から、電気通信技術を利用して、映像及び音によりロボット周辺の安全を確認する形態をいう。

ク 近接監視型

監視・操作者がロボットを目視することができる場所から、目視及び音によりロボット周辺の安全を確認する形態をいう。

ケ 遠隔操作

ロボットから離れた場所から当該ロボットに電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該ロボットの操作をすること（当該操作をするロボットに備えられた衝突を防止するために自動的に当該ロボットの通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう（遠隔監視型か近接監視型かを問わない。）。

コ 遠隔手動操作

遠隔操作のうち、自然人が常時手動制御装置を用いて操作することをいう（遠隔監視型における遠隔手動操作を「目視外遠隔手動操作」、近接監視型における遠隔手動操作を「目視内遠隔手動操作」という。）。

(2) 許可に係る審査の基準

ア 実験の趣旨等

(ア) ロボットの実用化に向けた実証実験であること。

(イ) 実験の管理者、監視・操作者（※）及び保安要員等となる者が実施主体の監督の下にあり、それぞれの役割が明確であるとともに、安全を確保するために必要な実施体制（交通事故等特異事案が発生した場合の対応・連絡要領を含む。）に係る資料を警察に提出していること。

※ 監視・操作者となる者は、複数名を申請することが可能である。ただし、それぞれの監視・操作者が1台又は複数台のロボットを走行させるいずれの場合であっても、現に走行している各ロボットの監視・操作者はそのうちの1名に限定するものとする。なお、監視・操作者の指揮・監督の下に同人を補助する者を置くことを妨げるものではない。

イ 実施場所・日時

(ア) ロボット及び関連するシステムの機能並びに実施場所における交通の状況

に応じて、ロボットの安全な走行や一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと。

- (イ) ロボットの大きさが、長さ120センチメートル若しくは幅70センチメートルを超える場合又は時速6キロメートルを超える速度を出すことができる構造である場合は、次のa及びbに掲げる条件をいずれも満たす場所であること。ただし、ロボットが時速10キロメートルを超える速度を出すことができる構造である場合は、次のcに掲げる条件を満たす場所であること。

a 幅員がおおむね3.0メートル以上の歩道等であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。

b ロボットが時速6キロメートルを超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること

c ロボットが時速10キロメートルを超える速度を出すことができる構造である場合には、簡易柵、コーンバー等により区画されているなど、実施場所への一般の道路利用者の侵入が物理的に防止されている場所であること。

- (ウ) 使用する電気通信技術が原則として途絶しない場所であるなどロボットを安全に走行させるために必要な通信環境を確保できる場所であること。

ウ 安全確保措置

- (ア) 共通事項（近接監視型及び遠隔監視型の各公道実証実験に共通する事項をいう。以下同じ。）

ロボット又はロボットに随行する者にロボットの公道実証実験中である旨が、一般の道路利用者に分かるように表示されていること。

- (イ) 遠隔監視型の公道実証実験に関する事項

a 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたときには、実験の関係者が現場に急行することができるよう体制を整備していること。

b システムの不具合等、監視又は操作が困難な状況において、ロボットが安全に停止した後に、ロボットを安全な場所まで移動させる方法が盛り込まれた実施計画であること。

c 通信の応答に要する時間が生じること及び監視・操作者が把握できる周囲の状況が限定され得ることを踏まえた安全対策が盛り込まれた実施計画であること。

※ 安全対策の例

- 大雨や濃霧等の天候不良等、ロボットの周囲等の映像を遠隔監視カメラにより鮮明に撮影することが困難な状況においては走行しない。
- 誘導員を配置する。

エ ロボットの構造等

(ア) 共通事項

- a 使用するロボットが車両に該当する場合は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に適合していること（同基準の緩和措置を受けている場合を含む。）。また、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないものであること。
- b 使用するロボットが移動用小型車、原動機を用いる身体障害者用の車又は遠隔操作型小型車に該当する場合は、当該ロボット又は同型ロボットを用いた別表の区分8による240時間以上の走行を、ロボットを走行させようとする場所と同一又は類似の環境（原則として公道とし、交通量等を考慮する。）において実施することにより、当該ロボットの安全性や性能等を実証（以下「事前走行実証」という。）していること（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条の4第3項第4号に規定する書面その他の書面により、当該ロボットの安全性や性能等が客観的に確認できる場合を除く。）。
 - ※ 事前走行実証の240時間には、人の乗降、荷物の積卸し、走行に伴うロボットの調整又はメンテナンス及び走行と走行の間の一時的な待機時間等の走行に付随する時間を含む。ただし、走行実績とする時間のうち、少なくとも50%以上をロボットの実走行時間が占めるものとする。
- c 実験施設等において、実施しようとする公道実証実験において発生し得る条件や事態を想定した走行を行い、ロボットが実証実験を行う公道において安全に走行することが可能なものであることが実施主体により確認されていること。乗客を乗せて走行することを予定しているときには、発生し得る状況を予測するなどして、できる限り急ブレーキ等にならないなど、乗客の安全にも十分配慮した走行が可能なものであることが実施主体により確認されていること。
- d 監視・操作者がロボットの手動制御装置を的確に操作できるものであること。なお、本基準別表の区分2に該当し、ロボットの大きさや性能及び実施場所における交通の状況等に鑑み、監視・操作者が手動制御装置の操作を行わない場合であっても安全性を確保できるものについては、少なくとも監視・操作者がロボットの制動装置を的確に操作できるものであるこ

と。

- e 非常時にロボットを停止させるための装置をロボットに備え付けていること。
- f 夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）においてロボットを走行させる場合は、前照灯その他の必要な灯火装置を備え付けていること。

(イ) 遠隔監視型の公道実証実験に関する事項

- a 監視・操作者が、映像及び音により、通常の歩行者と同程度に、ロボットの周囲及び走行する方向の状況を把握できるものであること。
- b 通信の応答に要する時間が、想定される一定の時間を超えた場合には、自動的にロボットが安全に停止するものであること。
- c ロボットの周囲に実験関係者が配置されていないときには、監視・操作者が、乗客及びロボットの周囲にいる者と通話することができるものであること。
- d 監視・操作者による常時監視を行う必要がないシステムを使用する場合には、監視・操作者による手動制御装置の操作が必要となる条件及び走行中にその条件を満たしたことを監視・操作者に認知させる方法が明確であること。また、その条件を満たしたときに、事前に十分な時間的余裕をもって監視・操作者に対して警報を発するなどの機能を備えていない場合には、その条件を満たす前にロボットが自動的に安全に停止するシステムであること。
- e 使用するロボットが関係する交通事故等が発生した場合に、その発生を直ちに認知できるものであること（監視・操作者が映像及び音により認知できるシステムを使用する場合を含む。）。

オ 監視・操作者となる者

ロボットを安全に監視・操作する（緊急時の対応を含む。）ための教育・訓練等(※)を実施主体から受けていること。

※ 教育・訓練等の内容

- 監視・操作者が常に法律上の運転者又は通行させている者としての義務及び責任を負うことを認識させる。
- ロボットを安全、円滑に監視・操作するための知識及び技能を習得させる(※)。

※ 遠隔監視型の公道実証実験においては、通信の応答に要する時間が生じること及び監視・操作者が把握できる周囲の状況が限定され得ること

を踏まえること。

- 緊急時の対応に係る知識及び技能を習得させる。
- その他監視・操作者に必要な知識及び技能を習得させる。

カ 遠隔監視型の公道実証実験において1名の監視・操作者が複数台のロボットを走行させる場合の基準

(ア) 実施場所において、1名の監視・操作者が1台のロボットを走行させる公道実証実験が各ロボットについて既に実施され、当該実施場所において、ロボット及び関連するシステムを用いて安全に公道を走行させることができることが確認されていること（※）。

※ 同時に監視・操作するロボットの数を増やす場合は、原則として1台ずつ増やすこととし、都度、新たな実験として道路使用許可申請を行うこと。

(イ) 監視・操作者が、映像及び音により、同時に全てのロボットの周囲及び走行する方向の状況を把握できるものであること。

(ウ) 走行中に監視・操作者が1台のロボットについて遠隔からの手動操作を行った場合に、他のロボットの監視・操作が困難となることを踏まえた安全対策（※）が盛り込まれた実施計画であること。

※ 安全対策の例

- 自動的に他のロボットを安全に停止させる。
- 追加の遠隔監視・操作者が速やかに他のロボットの監視・操作を開始できる体制をとる。

(3) 許可期間等

許可期間は、原則として6か月以内とする。ただし、警察署長が、行為の目的、場所、方法又は形態及び道路交通状況等を勘案し、規制課長及び警察庁と調整の上で、6か月を超える許可期間を定めることは差し支えない。

なお、許可期間内で実験内容に変更を加える場合又は許可期間満了後に同様の実証実験を行うために道路使用許可を受ける場合における申請書の添付書類について、法施行規則第10条第1項各号の事項のうち変更のない事項は、過去に提出された道路使用許可申請書に添付された書類により既に補足されていると考えられることから、再度の添付は不要であり、変更となる事項を補足するために必要な書類のみを添付することで足りる。

(4) 許可に付する条件

ア 実施場所、実施日時等

(ア) 申請に係るロボット及び関連するシステム以外のもを使用しないこと。

(イ) 申請に係る日時及び場所並びに実施計画に従った走行方法でのみロボットを走行させること。

(ウ) 申請に係る監視・操作者となる者以外の者がロボットを走行させないこと。

イ ロボットの自律走行又は目視外遠隔手動操作を行う場合に付する条件

実証実験のうち、ロボットの実用化に向けた実証のための自律走行又は目視外遠隔手動操作を行う場合（以下「本走行」という。）は、交通関係法令に精通している警察官又は警察職員による、ロボットが確実かつ安全に走行できることの確認（以下「公道審査」という。）（※）を経て行うこと。

※ 公道審査の内容等

- 実施しようとする本走行の環境（昼夜間の別、交通量等）に対応した日時等において行う。
- 原則として、本走行を実施しようとする区間の全部において自律走行又は目視外遠隔手動操作を行い、
 - ・ 交通事故等やシステム等の不具合を生じさせないこと
 - ・ 法令にのっとっていること
 - ・ ロボットの大きさや性能、実施場所における交通の状況、1名の監視・操作者が走行させるロボットの台数等に鑑み、一般交通に著しい影響を及ぼすことなく走行できることを確認する。
- 監視・操作者が介入して安全にロボットを停止させるなどの緊急時に必要な操作を行うことができるものであることを確認する。
- 安全性等に支障がないと認められる合理的な理由があり、道路使用の許可を行う警察署長が規制課長及び警察庁と調整の上で、公道審査を省略することが可能と判断した場合には、公道審査の一部又は全部を省略して差し支えない。

ウ 走行方法

- (ア) 監視・操作者は、使用するロボットを安全に走行させるために必要な知識及び技能等を習得していること。
- (イ) 監視・操作者は、ロボットの道路交通法上の車両区分に応じ、必要な運転免許（仮運転免許を除く。）を受けていること（ロボットが原動機を用いる身体障害者用の車に該当するなど、ロボットを走行させる上で運転免許を受ける必要がない場合を除く。）。
- (ウ) 監視・操作者は、走行させるロボットの台数やシステムの性能等に応じ、ロボットを安全に走行させるために必要な対応（※）を行うことができる状態でロボットの挙動を監視するとともに、必要な場合には直ちに対応を行うこと。

- (エ) 監視・操作者がロボットを走行させているときに、監視・操作者の視野及び操作が妨げられることがないようにすること。
- (オ) 乗客がある場合は、乗降の状況を監視・操作者やその補助者が確認するなど、乗客の安全の確保に必要な措置を講ずること。
- (カ) 監視・操作者は、飲酒、過労等の正常な監視・操作が困難となるおそれがある状態でロボットを走行させないこと。
- (キ) 監視・操作者が操作装置から離れるときは、当該監視・操作者以外の者がロボットを走行させることができないよう措置を講ずること（代替の監視・操作者が監視・操作を行う場合を除く。）。
- (ク) 通信が一定時間遅延した場合又は通信が途絶した場合には、ロボットを安全な場所に停止させること。
- (ケ) 歩行者等の通行を妨げないこと。また、道路の状況や通信環境等に応じた安全な速度と方法で走行させること。
- (コ) 夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。また、周囲の歩行者等からロボットが容易に確認できる措置を講ずること。
- (サ) 他のロボットと並進しないこと。
- (シ) 実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。
- (ス) その他、ロボットの構造、性能、申請に係る日時及び場所に応じて、安全に公道を走行するための必要な対策を講ずること。

エ 交通事故の場合の措置等

- (ア) 交通事故等が発生した場合には、直ちにロボットを停止させ、現場に急行するなどして負傷者を救護するとともに、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずること。また、当該交通事故等について講じた措置等を直ちに警察に報告すること。
- (イ) 保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (ウ) ロボットに設置したセンサー、カメラ等により収集した情報（作動状況に係る情報等を含む。）や通信ログ、監視・操作者又は保安要員の介入・操作状況等を記録し、これらを適切に保存することにより、交通事故等が発生した場合に事故原因等を検証可能とする措置を講ずること。
- (エ) 公道実証実験中に交通事故等が発生した場合には、当該ロボット（同様の不具合が発生する可能性がある他のロボットを含む。）の実験を中止し、前記(ウ)の記録等を必要に応じて関係機関に提出することを含め、適切に保存・活用すること。
- (オ) システムの不具合等により交通事故等が発生し実験を中止した場合であつて、実証実験を再開しようとするときは、事故原因を明らかにし、警察と協

議の上で再発防止策を講ずるとともに、ロボットの自律走行又は目視外遠隔手動操作を行う場合には、改めて公道審査を経ること。

(5) 許可に係る指導事項

ア 審査の基準及び許可条件は最低限度のものであるので、監視・操作者は、ロボットの大きさや性能及び実際の交通の状況に応じ、安全に走行させるとともに、実施主体は、必要に応じて安全性を高めるための新たな技術の導入を検討すること。

イ 監視・操作者は、運転免許証を携帯すること（ロボットが原動機を用いる身体障害者用の車に該当するなど、ロボットを走行させる上で運転免許を受ける必要がない場合を除く。）。

ウ 法令によりロボットに備え付け、又は表示しなければならないこととされている書類等は、ロボットに備え付け、又は表示すること。

エ ロボットの安全な運行に必要な点検・整備を行うこと。

オ 地域住民等に対し、実験の内容等についてあらかじめ広報又は説明を行うこと。

カ 実験関係者に対し、許可条件を含む道路使用許可の内容を周知すること。

キ 監視・操作者、保安要員等の実験関係者に対し、交通整理要領、受傷事故防止要領、ロボットの特性や走行させる上で留意すべき事項その他の安全上必要な事項について、事前教養を徹底すること。

ク 実施主体は、実施場所の道路管理者に対して、事前に協議を行うとともに、交通事故等が発生した場合には速やかに連絡すること。

ケ 子供、高齢者、障害者等に配慮した機能及び構造を有すること。

コ 一般の歩行者等とすれ違うのに十分な幅員がない場所を走行する場合には、同所に差し掛かるまでの十分な幅員のある場所で停止し歩行者等を優先的に通行させる、又は同所で歩行者等と対面した際に十分な幅員のある場所まで後退するなどの歩行者等優先の対応をとること。

サ 走行中に生じたシステムの安全に係る不具合や走行中に他人に迷惑を及ぼした場合等の特異事案については、その状況を直ちに所轄警察署長に通報するとともに、再発防止策を報告すること。

シ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）等を踏まえ、実験を行うために、適切なサイバーセキュリティの確保に努めること。

ス 法をはじめとする関係法令を遵守すること。

【参考】

ロボットを通行させる形態の区分^{※1}

…「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」の対象

区分	名称		形態	遠隔監視	目視外 遠隔手動 操作	近接監視	目視内 遠隔手動 操作	保安要員	自律走行
1	-	完全自律型	遠隔監視及び近接監視なしの完全自律走行	×	×	×	×	× ^{※2}	○
2	遠隔監視型	準完全自律型	遠隔監視又は近接監視ありの完全自律走行（制動装置の操作あり）	○ ^{※3}	×	○ ^{※3}	×	× ^{※2}	○
3	遠隔監視型	完全遠隔監視・操作型	遠隔監視・操作型の無人自律走行（保安要員なし）	○	○	×	×	×	○
4		準遠隔監視・操作型	遠隔監視・操作型で保安要員ありの自律走行	○	○	×	×	○	○
5		目視外遠隔手動操作型	自律走行をしない手動操作	○	○	×	×	○ ^{※4}	×
6	近接監視型	近接監視・操作型	近接監視・操作型の自律走行	×	×	○	○	-	○
7		目視内遠隔手動操作型	自律走行をしない手動操作	×	×	○	○	-	×
8 ^{※5}	視型	みなし歩行者型	ロボットが移動用小型車、原動機を用いる身体障害者用の車、遠隔操作型小型車又は原動機を用いる歩行補助車等に該当し、通行させている者が当該車をすぐに停止させることができる距離（1～2メートル程度）に存在	×	×	○ ^{※6}	×	-	○

※1 本表は、「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」の対象を明確化するため、区分、名称等を示すものである。

※2 保安要員を必要としない性能であることを想定しているが、保安要員の配置を妨げるものではない。

※3 監視・操作者はロボットごとに1名に限定する必要があることから、遠隔監視型又は近接監視型のいずれか一方の形態により監視することとなる。なお、少なくとも制動装置を操作できる必要がある。

※4 通信が一定時間遅延した場合又は通信が途絶した場合には、ロボットを安全な場所に停止させる必要があることから、原則として保安要員の配置が必要となるが、ロボットが停止した場合において、常に安全を確保できる環境であれば保安要員の配置は不要となる。

※5 区分8に該当するロボットか否かは、警察庁において個別に判断する。

※6 区分6～区分7と比較して、より狭い範囲において監視・操作を行うことを示す。

16 自動運転の公道実証実験

(1) 実験の趣旨等

ア 自動運転の実用化に向けた実証実験であること。

イ 実験の管理者及び監視・操作者（申請に係る自動車（以下「実験車両」という。）を走行させ、法律上の運転者に課された義務を負う者をいう。以下同じ。）となる者（※）が実施主体の監督の下にあり、安全を確保するために必要な実施体制（交通事故等特異事案が発生した場合の対応・連絡要領を含む。）に係る資料を警察に提出していること。

※ 監視・操作者となる者は、複数名を申請することが可能である。ただし、それぞれの監視・操作者が1台又は複数台の実験車両を走行させるいずれの場合であっても、現に走行している各実験車両の監視・操作者はそのうちの1名に限定するものとする。なお、監視・操作者の指揮・監督の下に同人を補助する者を置くことを妨げるものではない。

(2) 実施場所・日時

ア 共通事項

実験車両の機能（※）及び実施場所における交通の状況に応じて、一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと。

※ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験においては、遠隔型自動運転システムの機能を含む。

イ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

使用する電気通信技術が原則として途絶しない場所であるなど実験車両を安全に走行させるために必要な通信環境を確保できる場所であること。

(3) 安全確保措置

ア 共通事項

(ア) 最高速度は、交通の状況、道路環境等（※1）に鑑みて十分な猶予をもって安全に停止できる速度（※2）とし、当該最高速度が実施計画に盛り込まれていること。

※1 遠隔型自動運転システムの公道実証実験においては、通信の応答に要する時間も十分考慮すること。

※2 当該道路の規制速度で走行している通常の自動車の停止距離と同等の距離で停止することができる速度以下となることを想定（【参考】通常の自動車の停止距離等参照）。

(イ) 実験車両の前方及び後方から見やすい位置に自動運転の公道実証実験中である旨が表示されていること（ただし、特定自動運行が終了した場合において、

当該特定自動運行用自動車を、危険を防止するため又は特定自動運行の使用条件を満たす状態に戻すため必要な限度において短い距離を移動させる場合は、表示を省略しても差し支えない。).

- (ウ) 急病、停電等の理由により、監視・操作者の監視・操作が困難な状態となり得ることを踏まえた安全対策が盛り込まれた実施計画であること。

※ 安全対策の例

- 自動的に実験車両を安全に停止させる。
- 他の監視・操作者となる者が速やかに監視・操作を交代できる体制をとる。
- 監視・操作者の補助者となる者が、実験車両の緊急停止ボタンを押下することができるようにする措置を講ずる。

イ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

- (ア) 交通事故等の場合に、警察官が必要に応じて、実験車両の原動機の停止等ができるよう、原動機の停止方法その他実験車両が交通の障害とならないようにするための措置の方法に係る資料を警察に提出していること。
- (イ) 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたときには、実験の関係者が現場に急行することができるよう体制を整備していること。
- (ウ) 遠隔型自動運転システムの不具合等、遠隔操作が困難な状況において、実験車両が安全に停止した後に車両を安全に移動させる方法が盛り込まれた実施計画であること。
- (エ) 保安要員が実験車両の運転者席に乗車する場合は、遠隔監視・操作者と当該保安要員の役割を明確化し、実施計画に当該役割を明示するとともに、それぞれに当該役割を認識させていること。
- (オ) 当該遠隔型自動運転システムが、保安要員が実験車両の運転者席に乗車する場合において、当該保安要員が当該車両を運転するときは、遠隔監視・操作者が当該車両を操作できないものであること。
- (カ) 当該保安要員は、乗車する実験車両の種類に応じ、必要な運転免許（仮免許を除く。）を受けていること。
- (キ) 通信の応答に要する時間が生じること及び遠隔監視・操作者（申請に係る遠隔型自動運転システムを用いて走行させる実験車両から遠隔に存在して、遠隔型自動運転システムを用いて実験車両を、状況に応じ、監視（モニター）又は操作して走行させる監視・操作者をいう。以下同じ。）が把握できる周囲の状況が限定され得ることを踏まえた安全対策が盛り込まれた実施計画であること。

※ 安全対策の例

- 大雨や濃霧等の天候不良等、実験車両の周囲等の映像を遠隔監視カメラにより鮮明に撮影することが困難な状況においては走行しない。
- 先導車や誘導員を配置する。

(4) 実験車両等の構造等

ア 共通事項

- (ア) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に適合していること（同基準の緩和措置を受けている場合を含む。）。
- (イ) 実験施設等において、実施しようとする公道実証実験において発生し得る条件や事態を想定した走行を行い、実験車両が実証実験を行う公道において安全に走行することが可能なものであることが実施主体により確認されていること。乗客を乗せて走行することを予定しているときには、発生し得る状況を予測するなどして、できる限り急ブレーキ等にならないなど、乗客の安全にも十分配慮した走行が可能なものであることが実施主体により確認されていること。

イ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

- (ア) 遠隔監視・操作者が、実験車両の制動機能を的確に操作することができるものであること。
- (イ) 申請に係る最高速度で走行した場合においても、遠隔監視・操作者が、映像及び音により、通常の自動車の運転者と同程度に、実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握できるものであること。
- (ウ) 通信の応答に要する時間が、想定される一定の時間を超えた場合には、自動的に実験車両が安全に停止するものであること。
- (エ) 遠隔監視・操作者が、映像により実験車両内の状況を常に把握することができ、必要に応じて実験車両内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること（ただし、保安要員が実験車両に乗車する場合を除く。）。

(5) 監視・操作者となる者

- ア 実験車両を安全に監視・操作する（緊急時の対応を含む。）ための教育・訓練等（※）を実施主体から受けていること。

※ 教育・訓練等の内容

- 監視・操作者が常に法律上の運転者としての義務及び責任を負うことを認識させる。
 - 実験車両を安全・円滑に監視・操作するための知識・技能を習得させる（※）。
- ※ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験においては、通信の応答に要する時間が生じること及び遠隔監視・操作者が把握できる周囲の状況が限定

され得ることを踏まえること。

- 緊急時の対応に係る知識・技能を習得させる。
- その他監視・操作者に必要な知識・技能を習得させる。

イ 実験車両の種類に応じ、必要な運転免許（仮運転免許を除く。）を受けていること。

ウ 実験車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合は、必要な第二種運転免許を受けていること。

(6) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験において1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合の審査の基準

ア 実施場所において、1名の遠隔監視・操作者が遠隔型自動運転システムを用いて1台の実験車両を走行させる公道実証実験が各実験車両について既に実施され、当該実施場所において、当該システム及び各実験車両を用いて安全に公道を走行させることができることが確認されていること（※）。

※ 同時に監視・操作する実験車両の数を増やす場合は、原則として1台ずつ増やすこととし、都度、新たな実験として道路使用許可申請を行うこと。

イ 遠隔監視・操作者が、映像及び音により、同時に全ての実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握できるものであること。

ウ 走行中に遠隔監視・操作者が1台の実験車両について遠隔からの操作を行った場合に、他の実験車両の監視・操作が困難となることを踏まえた安全対策（※）が盛り込まれた実施計画であること。

※ 安全対策の例

- 自動的に他の実験車両を安全に停止させる。
- 追加の遠隔監視・操作者が速やかに他の実験車両の監視・操作を開始できる体制をとる。

(7) 高速自動車国道において遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合の審査の基準

ア 実施場所において、警察庁が示す「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に従った実証実験が実験車両について既に実施され、当該実施場所において、当該実験車両を用いて安全に区間の全部を自律走行させることができることが確認されていること。

イ 実証実験中は、保安要員を実験車両又は実験車両の直前若しくは直後を走行する誘導車両に常に乗車させる実施計画であること。

ウ 故障その他の理由により本線車道等において実験車両を運行することができなくなったときは、当該保安要員が停止表示器材を表示し、速やかに当該車両を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講ずること

とするなど、法第75条の11に準じた故障等の場合の措置が盛り込まれた実施計画であること。

エ 通信遅延等の影響が最小限となる対策が盛り込まれた実施計画であること。

オ 実施主体が道路管理者と事前に協議し、実験時の走行方法や交通事故発生時の対処要領を含む実施計画の内容について、道路管理者から必要な助言を受け、その同意を得たものであること。

(8) 許可期間等

許可期間は、原則として最大6か月の範囲内で、実験場所の交通状況に応じた期間とする。ただし、道路使用の許可を行う警察署長、高速自動車国道に係るものについては高速道路交通警察隊長（以下「管轄警察署長等」という。）が、行為の目的、場所、方法又は形態及び道路交通状況等を勘案し、規制課長及び警察庁と調整の上で、6か月を超える許可期間を定めることは差し支えない。

なお、許可期間内で実験内容に変更を加える場合又は許可期間満了後に同様の実証実験を行うために道路使用許可を受ける場合における申請書の添付書類について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第10条第1項各号の事項のうち変更のない事項は、過去に提出された道路使用許可申請書に添付された書類により既に補足されていると考えられることから、再度の添付は不要であり、変更となる事項を補足するために必要な書類のみを添付することで足りる。

(9) 許可に付する条件

ア 実施場所、実施日時等

(ア) 共通事項

申請に係る場所及び日時並びに実施計画に従った走行方法でのみ実験車両を走行させること。

(イ) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

a 申請に係る遠隔監視・操作者となる者以外の者が遠隔型自動運転システムを用いて実験車両を走行させないこと。

b 申請に係る遠隔型自動運転システムを用いないで実験車両を走行させないこと（運転者となる者が実験車両内に乗車する場合を除く。）。

c 遠隔監視・操作者の運転免許証の写しを実験車両に備え付けること。

(ウ) 特別装置自動車の公道実証実験に関する事項

次のa及びbを満たす申請に係る車内監視・操作者（実験車両が特別装置自動車

である場合の車内の監視・操作者をいう。)が実験車両に乗車すること。

- a 警察官又は警察職員（原則として運転免許試験の試験官又はその経歴のある者とする。以下「警察官等」という。）が実験車両に乗車し、実験施設等において、法令にのっとり当該実験車両を手動で走行させることができることを確認する審査（以下「施設内審査」という。）に合格していること（ただし、一の都道府県警察において過去に同型車両による施設内審査に合格している者については、既に受審した項目についての審査は省略しても差し支えない。）。
- b 施設内審査に合格した上で、警察官等が実験車両に乗車し、原則として公道実証実験を実施しようとする区間の全部を、交通事故を生じさせることなく、かつ、法令にのっとり当該実験車両を手動で走行させることができることを確認する審査（以下「路上審査」という。）に合格していること（ただし、路上審査を受けるための走行においては、この限りでない。また、車内監視・操作者のこれまでの経験や公道実証実験を実施しようとする区間における交通環境、実施計画の内容等を総合的に勘案し、規制課長及び警察庁と調整の上で、路上審査を行うまでもなく、当該監視・操作者が実験区間の全部を、交通事故を生じさせることなく、かつ、法令にのっとり当該実験車両を手動で走行させることができると管轄警察署長等が判断した場合は、路上審査を省略しても差し支えない。）。

イ 実験車両を自律走行させる場合に付する条件

実証実験のうち、自動運転の実用化に向けた実証のための自律走行（以下「本走行」という。）は、実験車両に乗車するなどした警察官等による、実験車両が確実かつ安全に走行できることの確認（以下「公道審査」という。）（※）を経て行うこと。

※ 公道審査の内容

- 実施しようとする本走行の環境（昼夜間の別、交通量等）に対応した日時等において行う。
- 原則として、本走行を実施しようとする区間の全部を自律走行させ、
 - ・ 交通事故や自動運転システム等の不具合を生じさせないこと
 - ・ 法令にのっとりしていること
 - ・ 特に介入が必要な場合を除き基本的に自律的に走行できること（1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる公道審査では、遠隔監視・操作者が介入することなく複数台の実験車両が自律的に走行できること）を確認する。
- また、監視・操作者が介入して安全に実験車両を停止させるなどの緊急時

に必要な操作を行うことができるものであることを確認する。

※ 公道審査を省略しても差し支えない場合

- 管轄警察署長等が、実験車両の全てについて、同型車両であること及び同一の自律走行ができるように設定、調整等が適切に行われていることを確認するとともに、道路使用許可申請に係る資料や実施主体等のこれまでの経験等を総合的に勘案し、都道府県警察本部及び警察庁と調整の上で、一の車両について公道審査を行えば、他の同型車両についても交通事故や自動運転システム等の不具合を生じさせることなく、法令にのっとり自律的に走行できると判断した場合。
- 特定自動運行が終了した後、当該特定自動運行用自動車を遠隔型自動運転システム又は特別装置自動車の特別な装置を使用して当該特定自動運行の経路で走行させる場合（ただし、遠隔型自動運転システムを使用する場合は、遠隔監視・操作者が介入して安全に実験車両を停止させるなどの緊急時に必要な操作を行うことができるかについては、公道審査で確認すること。）。

ウ 走行方法

(ア) 共通事項

- a 監視・操作者は、実験車両が走行している間、常に実験車両の周囲及び走行する方向の状況や実験車両の状態を監視し、緊急時等に直ちに必要な操作を行うことができる状態を保持すること（※）。

※ 運転者を要する自動運行装置に付された使用条件で同装置を使用して走行させる場合には、監視・操作者は、実験車両が走行している間、必要に応じて実験車両の周囲及び走行する方向の状況や実験車両の状態を監視し、直ちに必要な操作を行うことができる状態を保持すること。

- b 監視・操作者が実験車両を走行させているときに、監視・操作者の視野及び操作が妨げられないようにすること。
- c 乗客がある場合は、乗降の状況を監視・操作者やその補助者が確認するなど、乗客の安全の確保に必要な措置を講ずること。
- d その他、実験車両の構造、性能、申請に係る日時及び場所に応じて、安全に公道を走行するための必要な対策を講ずること。

(イ) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

- a 実験車両が、自律的に走行することが困難になるなどして、遠隔監視・操作者が電気通信技術を利用して介入し、実験車両の運転操作を

行う場合は、路肩に寄せるなど必要最小限の操作に限ること。

- b 高速自動車国道において実証実験を行う場合は、実験車両又は誘導車両に乗車する者のうち少なくとも1名は、実験車両の種類に応じ、必要な運転免許（仮免許を除く。）を受けていること。

エ 交通事故の場合の措置等

(ア) 共通事項

- a 実験車両にドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等を搭載して車両の前後方及び車両内の状況並びに車両状態情報の記録を行うほか、監視・操作者の操作状況等の映像及び音声、実験車両に係るセンサ等により収集した車両状態情報を含む各種データ、センサの作動状況等（※）を記録し、これらを適切に保存することにより、交通事故等が発生した場合に事故原因等を検証可能とする措置を講ずること。

※ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験においては、通信ログを含む。

- b 公道実証実験中に交通事故が発生した場合には実験を中止し、前記aの記録等を必要に応じて関係機関に提出することを含め、適切に保存・活用すること。
- c 交通事故等の場合に、消防職員が適切に消防活動を行うことができるよう、あらかじめ、実験車両の構造、停止方法その他の消防活動に必要な実験車両に関する事項及び実験日時その他の実験内容に関する事項を記載した資料を関係消防機関に提出し、当該消防機関に説明を行うこと。
- d 自動運転システムの不具合等により交通事故が発生し実験を中止した場合であって、実証実験を再開しようとするときは、事故原因を明らかにし、警察と協議の上で再発防止策を講じ、改めて公道審査を経ること。

(イ) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

交通事故があったときは、実験車両内にいる者に救護措置や道路における危険防止のための措置等を講ずるよう協力を求めること。

(ウ) その他

道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項

(10) 許可に係る指導事項

ア 共通事項

- (ア) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- (イ) 旅客自動車運送事業を営む場合には、自動運転車を導入する旅客自動車運送事業者が安全性及び利便性を確保するために必要な事項を定めたガイドライン等を参照し、活用すること。

- (ウ) 審査の基準及び許可条件は最低限度のものであるので、監視・操作者は、自動運転システムの機能及び実際の交通の状況に応じ、安全に走行させるとともに、実施主体は予防安全技術や衝突後被害軽減技術に関する情報の収集に努め、必要に応じて新たな技術の導入を検討すること。
- (エ) 監視・操作者は、運転免許証を携帯すること。
- (オ) 法令により自動車に備え付け、又は表示しなければならないこととされている書類等は、実験車両に備え付け、又は表示すること。
- (カ) 道路使用許可証又はその写しを実験車両内に備え付けること。
- (キ) 実施主体は、地域住民をはじめとする関係者に対し、自動運転レベルを含む実験の内容等についてあらかじめ広報又は説明を行い、正確な情報の提供及び周知に努めること（※）。

※ 本走行を実施しようとする全区間において、自動運転システムが運転操作の全部を代替する機能を有していないにも関わらず、レベル3以上の自動運転車であるかのような誤った情報提供がなされないようにすること。

- (ク) 実施主体は、運行を計画する段階から関係者間で安全対策を検討し、認識を共有するとともに、合意した安全対策が確実に実施されるよう配慮すること（※）。

※ 例えば、交差点に交通誘導員を配置する場合には、横断歩道により横断しようとする歩行者がいるときには、横断歩道に進行してくる車両を制止し、当該車両の停止を確認してから、歩行者を横断させるなど、交通ルールに対する認識の共有を図ること等が考えられる。

- (ケ) 実施主体は、実施場所の道路管理者に対して、事前に協議を行うとともに、交通事故等が発生した場合には速やかに連絡すること。
- (コ) 走行中に生じた自動運転システムの安全に係る不具合や走行中著しく他人に迷惑を及ぼした場合等の特異事案（※）については、その状況を直ちに所轄警察署長に通報するとともに、再発防止策を報告すること。

※ 特異事案の例

- 前を走行する車両に接近しているとき、右左折をしようとするとき等に減速又は停止しなければならないにもかかわらず、システムの不具合等により減速又は停止せず、手動走行に切り替えて急停止するなどして交通事故を回避したヒヤリハット事例
- システムの不具合等により実験車両が走行中に突然停止し、後続車両の通行の妨げとなるなどした場合

- (ウ) 道路交通法をはじめとする関係法令を遵守すること。
- (シ) その他道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために適当と認められる事項

イ 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項

- (ア) サイバーセキュリティ基本法等を踏まえ、公道実証実験を安全に行うために、適切なサイバーセキュリティの確保に努めること。
- (イ) 遠隔監視・操作者が遠隔操作装置を離れるときは、他人が実験車両を走行させることができないよう措置を講ずること。

(11) 備考

遠隔監視・操作者が、通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置を用いて電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができるシステムを用いる場合にも、遠隔監視・操作者は、法律上の運転者の義務を負うこととなるが、加えて、(9)ア(ウ)に準じて施設内審査及び路上審査を受け、これに合格していることが必要である。

また、特別装置自動車を実験車両とする遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合にも、車内に補助する者が乗車したときを含め、法律上の運転者に課された義務を負うのは、遠隔監視・操作者である。他方、当該公道実証実験を実施中に当該実験車両が停止し、遠隔型自動運転システムの不具合等により遠隔操作が困難となった場合において、当該実験車両を車内に設置された通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置により手動で操作して移動させるときは、当該操作する者は(9)ア(ウ)に示すとおり施設内審査及び路上審査を受け、これに合格していることが必要である。この場合、当該操作する者が、法律上の運転者に課された義務を負う。

なお、高速自動車国道において特別装置自動車の公道実証実験を行うことは、安全性の観点から当面想定されない。

17 道路以外の行為

- (1) 道路以外の場所で行う行為により、観衆等が道路に出る場合は、原則として車道ではなく、歩道であること。
- (2) 交通の頻繁な時間帯に行うものでないこと。
- (3) 一般歩行者等の通行の妨害とならないよう、交通整理員等を配置し、かつ、一般歩行者等が容易に通行できる幅員を確保して行うものであること。

【参考】

通常の自動車の停止距離等

速度 (k m/h)	摩擦係数 0.7 の場合	
	停止距離 (m)	停止時間 (秒)
5	1.18	0.95
10	2.64	1.15
15	4.40	1.36
20	6.42	1.56
25	8.72	1.76
30	11.31	1.96
35	14.18	2.17
40	17.33	2.37
45	20.77	2.57
50	24.48	2.77
55	28.47	2.98
60	32.75	3.18
65	37.30	3.38
70	42.14	3.58
75	47.26	3.79
80	52.66	3.99
85	58.34	4.19
90	64.30	4.39
95	70.55	4.60
100	77.07	4.80

※1 上記の表は、摩擦係数 0.7 の路面（乾燥した平たんな舗装路面を想定）において通常の自動車が急制動を行った場合（空走時間を 0.75 秒と想定）における速度別停止距離及び停止時間（小数点以下第 3 位を四捨五入）を表したものであり、警察における交通事故捜査において、一般的に用いられるものである。

※2 停止距離（停止時間）とは、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離（時間）と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離（時間）とを合わせた距離（時間）をいう。

付表

保安施設及び保安要員の設置及び配置基準

道路上で工事等を行う場合には、工区を周囲から明確に区分し、歩行者及び車両の通行の安全を図るため、保安施設及び保安要員を次のとおり設置及び配置すること。

なお、保安施設の設置は、別記「保安施設設置要領」の例による。

1 保安さくの設置

工区（「6 架空線作業」、「8 ゴンドラ作業」においては、作業の真下地点及びその周辺の道路上をいう。以下同じ。）の周囲は、様式 1-1～1-3 の保安さくで、屈曲部及び交通流に対面する部分は間隔なしで、その他の部分は保安さくの長さ程度の間隔で確実に囲むこと。ただし、工区が歩行者用通路と接している区間で掘削した土砂等が歩行者用通路に飛散するおそれのある部分又は資器材置場と接している部分には、様式 2 の保安さくを間隔なしに並べること。

2 長期間工区を設置する場合の保安さくの設置

同一場所に長期間工区を設置する場合は、工区の周囲は様式 2 の保安さくで囲むこと。この場合保安さくの高さが 1 メートル以上の場合で、歩行者及び車両の運転者の見通しが悪くならないようにする必要のある場所には、路面から 1 メートル以上の高さの部分は金網等見通しを妨げないものであること。

3 ホッパー周囲の板塀の設置

ホッパーの周囲は、土砂等の落下飛散を防止するため、高さ 3 メートル程度の板塀で囲むこと。この場合、歩行者及び車両の運転者の見通しが悪くならないようにする必要のある場合には、路面から 1 メートル以上の高さの部分は金網等見通しを妨げないものであること。

4 開口部周辺における措置

開口部を開いて工事等を中断する場合又は資器材等を覆工部の地下に搬入する場合等開口部を開いている場合には、開口部周辺に様式 3-1、3-2 の容易に移動しない堅固な保安さくを設置するとともに、保安要員を配置するなどして転落防止の措置を講じること。また、開口部のある工区の周囲は、様式 2 の保安さくで囲むなど歩行者が容易に工区内に入ることのできないよう措置すること。

5 保安要員の配置

工事等の施工に伴い片側交互通行となる場合における工区の両端及び工区に作業用車両が出入りする場合における出入口、その他交通の安全を図るため必要な場所には、昼間は赤旗・白旗を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員を配置すること。

6 保安灯の設置

工事等を夜間施工する場合には、工区の周囲に、様式 4-1、4-2 の夜間 15

0メートル手前から視認できる光度を有する保安灯が間隔2メートル以内で保安さくの中に、又は交通流に対面する部分には、様式5の夜間200メートル手前から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を1個以上設置すること。

7 工事標示板の掲出

工区の両端には、様式6-1、6-2の工事標示板を掲出すること。また、夜間に工事等を施工する場合は様式7-1の夜間工事標示板を、昼夜間にわたり工事等を施工する場合は様式7-2の昼夜間工事標示板を工事標示板の上部に設置すること。

8 工事予告標示板、迂回路標示板の設置

工区の手前50メートルから200メートルの間には、車両の運転者に工区の所在を周知するため、様式8-1、8-2の工事予告標示板を適当数設置すること。また、工事等の施工に伴い迂回路を必要とする場合には、様式9の迂回路標示板又は様式10の迂回路補助標示板を設置すること。

9 標識、標示板の設置

交通流の対面する工区の手前には、工事中であることを示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）別表1に定める「道路工事中」の道路標識を、また、車両を誘導又は迂回させるため、様式11-1、11-2の方向指示板又は標識標示令別表第1に定める「通行止め」若しくは「車両通行止め」の道路標識を設置すること。

10 セーフティコーンの設置

工区の手前において歩行者及び車両を誘導するため車線誘導線、導流帯を設ける必要がある場合及び中央線を変更する必要がある場合には、様式12-1のセーフティコーンをおおむね3～4メートルの間隔で設置するほか、変更した中央線の両側に様式13の中央線位置指示板を設置すること。夜間においては、様式12-2の照明設備を設けたカラーコーンを設置すること。

11 歩行者通行路の標示板の設置

歩行者通行路を切り回した場合には、その通行路の前後及び交差点、曲がり角等に様式14の歩行者通行路標示板を設置すること。

12 道路の清掃等軽易な作業における措置

道路の清掃、ライン引き、除草、街路樹の手入れ、簡単なパッチング等の軽易な道路の維持修繕又は作業等を行う場合には、作業現場の両端に、様式15の作業指示旗又は作業さくを設置すること。

13 マンホール作業における措置

マンホール作業を行う場合には、マンホールの周囲に様式16-1、16-2の

マンホールびょうぶを設置すること。

14 夜間の照明

夜間に工事等を施工し、又は、夜間に交通開放できない場合には、次のとおり照明灯を設置すること。

- (1) 工区の両端及び特に危険な工区には300ワット以上
- (2) 工区が長区間にわたる場合には、当該工区の側方に3.0メートル間隔で200ワット以上
- (3) 工事標示板の全面には100ワット以上
- (4) 開口部周辺及びくい打ち機、ホッパーその他これに類する機械の周辺には300ワット以上

15 夜間における措置

前記7の工事標示板、前記8の工事予告標示板、迂回路標示板、迂回路補助標示板、前記9の「道路工事中」の道路標識、方向指示板、前記10の中央線位置指示板、前記11の歩行者通行路指示板、前記12の作業指示旗、前記13のマンホールびょうぶは、夜間においては白色照明灯で照明するか、内照式のものをを用いること。